

3 輸出の促進

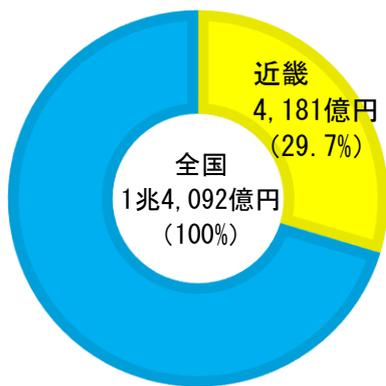
(1) 農林水産物・食品の輸出促進

① 輸出額の現状

- 農林水産物・食品の輸出については、我が国全体で2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という政府目標の達成に向け、関係機関が連携して事業者の支援を行っています。
- 近畿の港・空港から輸出される農林水産物・食品の輸出額は増加傾向で推移し、2024年の実績は全国の約3割を占める4,181億円となっています。(図表-1、2)
- 国・地域別の輸出額は、アジアが約7割、北米が約2割を占め、香港が約873億円と最も大きく、米国(約765億円)、中国(約629億円)の順になっています。(図表-3)

図表-1

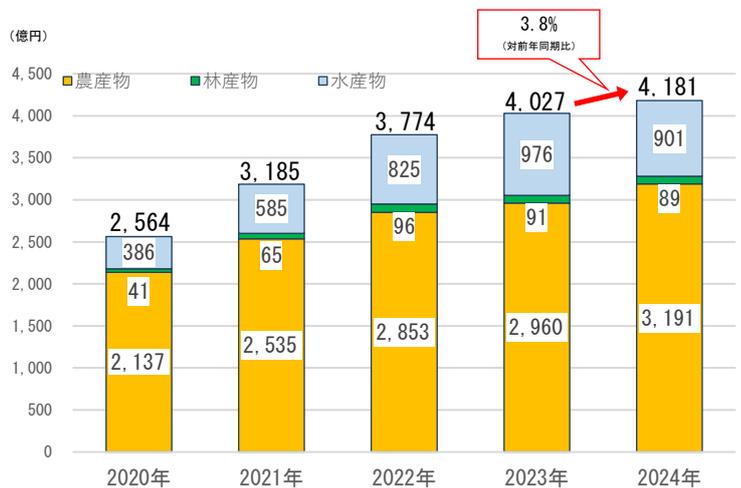
農林水産物の輸出額に占める近畿の港・空港からの輸出割合(2024年)



出典：「農林水産物・食品の輸出実績」(少額貨物を除く)
 (注) 貿易統計をもとに近畿農政局で作成

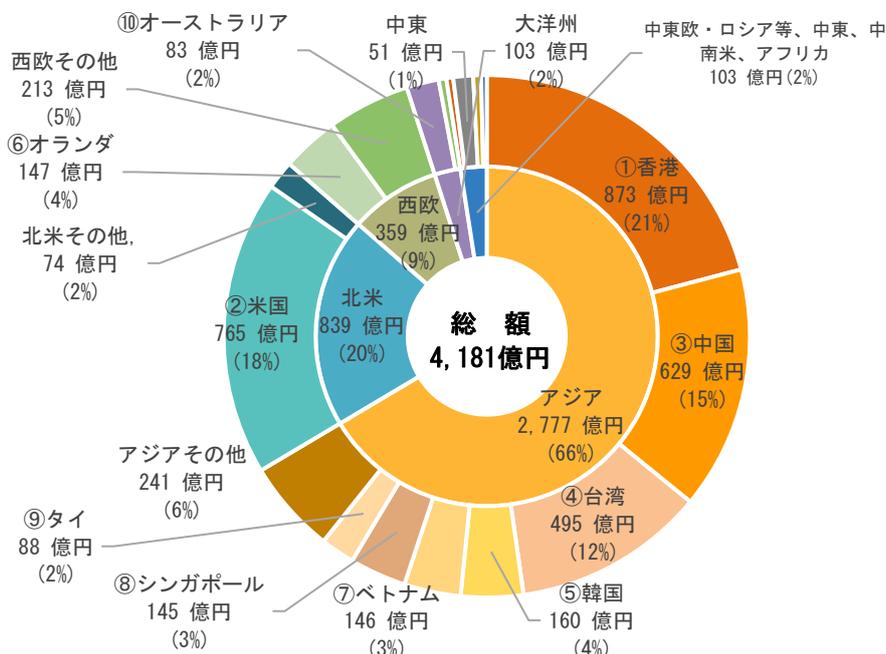
図表-2

近畿の港・空港からの輸出額の推移



(注) 貿易統計をもとに近畿農政局で作成

図表-3 近畿の港・空港からの国・地域別の輸出額の内訳(2024年)



(注) 貿易統計をもとに近畿農政局で作成

② 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）

- 農林水産省は、輸出に意欲的な生産者・事業者をサポートするため、平成30年8月に農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）を立ち上げました。GFP登録者数は順調に増加し、令和7年4月末現在で近畿の登録者は1,388件となっています。（図表－7）
- GFP登録者のうち希望者に対して輸出の可能性等を診断する訪問診断を実施しており、近畿では平成30年11月から令和7年4月末までに119回の訪問診断を実施しました。

図表－7 近畿のGFP登録者数（令和7年4月30日現在）

単位：件	農林水産・食品事業者	流通事業者、物流業者等	計
滋 賀	64	28	92
京 都	173	113	286
大 阪	192	302	494
兵 庫	191	129	320
奈 良	65	30	95
和 歌 山	74	27	101
近 畿	759	629	1,388
全 国	5,760	4,659	10,419

【訪問診断】食肉加工事業者の事例（対面・オンラインによる実施）

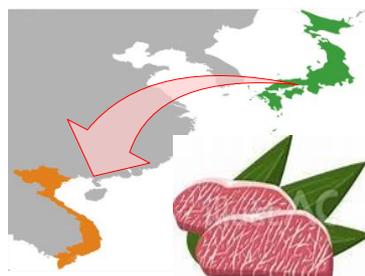
[課題] ▶国内における需要低下を鑑み、卸売市場で仕入れたブランド牛肉の輸出に取り組みたい。
▶輸出先は決めかねている。

[参加関係機関からのアドバイス]

- ▶和牛の取扱いに関連する輸出促進協議会の紹介。（地方公共団体）
- ▶輸出実績や貿易統計から輸出先を選定する事業者も多い。輸出先の規制を満たすか否かを踏まえた判断も必要なため、ジェットロ海外事業所への情報照会を提案。（ジェットロ）
- ▶競合他社との比較では、ブランドストーリーを提示できることが重要。（中小企業基盤整備機構）
- ▶アグリフードEXPO、制度融資の活用等を紹介。（日本政策金融公庫）

[訪問診断後]

- ▶仕先の卸売市場が、ベトナム向け牛肉の施設登録を申請しているため、ベトナムを中心に東南アジアで業務展開するコンサルタント業者を紹介。（農政局輸出産地サポーター）
- ▶コンサルタント業者を介して、ベトナムの焼肉店との商談に向けて取組を進めている。



③ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づく取組

- 「海外から稼ぐ力」の強化に向けた、我が国の農林水産物・食品の輸出額を2030年に5兆円とする目標の達成に向け、日本の強みを最大限に生かす31の輸出重点品目を選定するとともに、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者を後押しするため、令和7年5月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を改訂しました。
- 計画的にマーケットインの輸出に取り組む産地・事業者を育成するため、輸出事業計画を策定し農林水産大臣の認定を受けた産地・事業者に集中して支援を実施することとしており、令和7年4月末現在で近畿では54件の輸出事業計画が認定されています。(図表-8)
- 輸出拡大実行戦略において、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として選定・公表しており、令和6年12月時点で、近畿では4産地(全国:80産地)が認定されています。(図表-9)
- また、輸出先国・地域における規制措置の強化に伴い、輸出先国・地域の政府から求められる輸出証明書を発行しており、近畿では、令和6年度において、原発関連証明書25,073件、自由販売証明書609件、施設認定28件、タイ向けGMP証明書等25件、衛生証明書1,273件を発行しました。

図表-8 近畿で輸出事業計画の認定を受けた事業者一覧(令和7年4月末現在)

品目	府県名	事業者名
牛肉	滋賀県	近江牛輸出コンソーシアム
牛肉	京都府	京都市中央食肉市場コンソーシアム
牛肉	大阪府	大阪市(大阪市中央卸売市場南港市場)
牛肉	兵庫県	神戸食肉輸出コンソーシアム
牛肉	兵庫県	和牛マスター輸出拡大コンソーシアム
牛肉	兵庫県	三田食肉センター輸出拡大コンソーシアム
もも	和歌山	和歌山県農業協同組合連合会
かんきつ	和歌山	和歌山県農業協同組合連合会
柿	奈良県	奈良県農業協同組合
かき	和歌山	和歌山県農業協同組合連合会
イチゴ、柿	奈良県	奈良県
切り花	奈良県	奈良県枝物輸出促進協議会
茶	滋賀県	一般社団法人滋賀県茶業会議所
有機抹茶他(有機緑茶)	京都府	株式会社播磨園製茶
茶	京都府	京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会宇治茶部会
緑茶	京都府	株式会社辻利一本店
茶	京都府	株式会社丸宗
抹茶、調製食料品	京都府	株式会社高田通泉園
抹茶	京都府	D-matcha 株式会社
抹茶、清涼飲料・緑茶調製品	京都府	株式会社中村藤吉本店
コメ	滋賀県	全国農業協同組合連合会滋賀県本部
コメ	滋賀県	滋賀蒲生町農業協同組合

品 目	府県名	事業者名
米穀（無洗米）	大阪府	津田物産株式会社
コメ	兵庫県	阪神米穀株式会社
養殖マグロ・タイ・ブリ・シマアジ	大阪府	株式会社シヨクシン
冷凍殻付かき	兵庫県	株式会社播磨灘
養殖クロマグロ等生鮮魚介類	和歌山	有限会社 M&E ソリューション
はまち（ブリ）	和歌山	株式会社丸徳水産
醤油、醤油加工品	大阪府	大醬株式会社
オーガニック醤油	兵庫県	足立醸造株式会社
醤油、醤油加工品	兵庫県	日本丸天醤油株式会社
醤油	奈良県	ニシキ醤油株式会社
菓子	京都府	株式会社和晃
菓子	京都府	株式会社上尾製菓
菓子	京都府	王子食品株式会社
菓子	京都府	有限会社井津美屋
コーヒーエキス、近江の茶エキス	滋賀県	ハニー珈琲株式会社
調味料、加工食品、日本酒	滋賀県	BIWAKO FOOD PRODUCT 輸出促進協議会
レトルト食品	京都府	グリルにんじん株式会社
食酢	京都府	株式会社飯尾醸造
乾麺	兵庫県	播州乾麺輸出拡大協議会
乾麺	兵庫県	東亜食品工業株式会社
手延べそうめん	兵庫県	兵庫県手延素麺協同組合
アイスクリーム	兵庫県	株式会社デザートプラン
豆・昆布製品	兵庫県	フジッコ株式会社
フリーズドライ味噌汁・スープ	兵庫県	株式会社コスモス食品
即席めん	兵庫県	イトメン株式会社
濃縮飲料ポーションパック製品	奈良県	株式会社やまと蜂蜜
有機梅加工品	和歌山	有限会社深見梅店
みかんジュース	和歌山	株式会社早和果樹園
日本酒	滋賀県	滋賀県酒造組合
日本酒	京都府	「京の米で京の酒を」推進会議～京都酒米振興プロジェクト～
清酒、及び清酒をベースとしたリキュール	京都府	松井酒造株式会社
ウイスキー	兵庫県	株式会社西山酒造場

図表－9 近畿のフラッグシップ輸出産地（令和6年12月時点）

品 目	産 地	輸出に向けた規制・ニーズに対応した生産・流通の取組
茶	京都府農林水産物・加工品 輸出促進協議会宇治茶部会 （京都府）	<ul style="list-style-type: none"> ・北米・EUの残留農薬基準に対応するため実証実験を実施し、防除体系のブラッシュアップを行っている。 ・生産者や茶流通業者、関係機関等を対象とした「宇治茶輸出研修会」を開催し、輸出の現状や課題、方法について産地全体で共有。
牛 肉	和牛マスター 輸出拡大コンソーシアム （兵庫県）	<ul style="list-style-type: none"> ・米国・EUにおいて、和牛肉の魅力やセカンダリー部位を活用したカット技術、調理手法等をアピールするプロモーションを実施。 ・HACCP やアニマルウェルフェアの対応基準をクリアするため、衛生管理の専門家を雇用し、システムの構築及び現場従事者への教育研修を実施。

米	全国農業協同組合連合会 滋賀県本部（JA 全農しが） （滋賀県）	<ul style="list-style-type: none"> ・タイ、香港、台湾、シンガポールの大手寿司チェーン海外店舗向けにおいて、国内店舗と同銘柄米を供給。 ・アメリカ向けにおいて、滋賀県の環境こだわり米への要望が強かったため、化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して生産されたコメを輸出。
牡蠣	株式会社播磨灘 （兵庫県）	<ul style="list-style-type: none"> ・各国の施設認定や ISO22000 を取得。 ・海外からの生食用ニーズに応えた生食用冷凍殻付牡蠣を製造・輸出。

4 持続可能な食料システム

(1) 食品産業の振興

① 食品流通の動向

【卸売市場について】

- 生鮮食品等を取り扱う卸売市場は、農林漁業者に安定した販路を提供するとともに、消費者に日常の食料品を供給する重要な役割を果たしています。
- 令和5年度末現在、近畿には12の中央卸売市場（全国に占める割合18.5%）と、78の地方卸売市場があります（同8.6%）。（図表1）
- 近畿の卸売市場の取扱額をみると、3年度はやや減少したものの、4年度より微増傾向で推移しており、令和5年度において中央卸売市場では7,255億円（同19.5%）、地方卸売市場では2,333億円（同7.9%）となっています。（図表2、3）
- 近年、食品流通の多様化とともに、生産者の所得の向上、新鮮で安全・安心な生鮮食品を求める消費者ニーズへの確かな対応を図るため、各卸売市場は食品流通の合理化に向けた取組を進めており、具体的には、閉鎖型施設整備による低温化の取組、衛生管理の強化等の取組を実施しています。

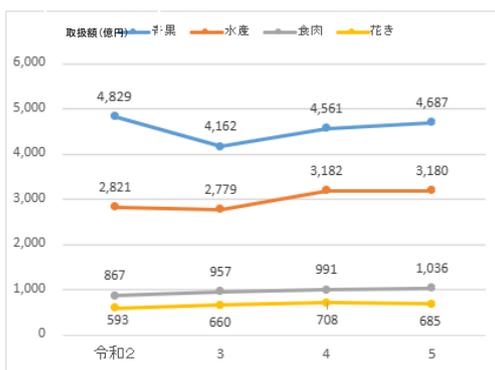
図表1 近畿の卸売市場数（令和5年度末）

区分	中央卸売市場						地方卸売市場					
	小計	総合市場	青果市場	水産市場	食肉市場	花き市場	小計	総合市場	青果市場	水産市場	食肉市場	花き市場
滋賀	0						滋賀	5	4			1
京都	2	1			1		京都	12	4	2	5	1
大阪	4	3			1		大阪	18		11	3	4
兵庫	4	3			1		兵庫	16	7	1	4	3
奈良	1	1					奈良	5	1	2		1
和歌山	1	1					和歌山	22	7		14	1
近畿計	12	9	0	0	3	0	近畿計	78	23	16	26	5
全国計	65	37	13	3	10	2	全国計	909	159	245	395	22

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

注：総合市場とは、2区分以上取り扱っている市場のこと。

図表2 近畿の卸売市場の取扱額の推移（中央と地方の合計値）



資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

図表3 近畿の卸売市場の取扱額（令和5年度）

区分		青果	水産物	食肉	花き	合計
中央卸売市場	近畿	3,989	2,700	538	28	7,255
	全国	18,967	14,178	2,958	1,179	37,282
	全国比	21.0%	19.0%	18.2%	2.4%	19.5%
地方卸売市場	近畿	698	480	498	657	2,333
	全国	12,567	12,888	1,725	2,247	29,427
	全国比	5.6%	3.7%	28.9%	29.2%	7.9%

【物流 2024 年問題について】

- 令和 6 年 4 月から物流産業の長時間労働の改善のため、トラックドライバーの時間外労働に上限が適用されるため、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」がとりまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ(令和 5 年 6 月決定)」に基づき以下の取組を実施。
 - ・農林水産省では、令和 5 年 12 月以降、全国各地・品目の農林水産業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図るため、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省物流対策本部」及び「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」を 6 回開催し、近畿農政局としても各地域の状況や課題の把握に努めてきました。
 - ・近畿農政局においては、「農林水産品・食品物流問題相談窓口」の設置、令和 6 年 4 月に大阪労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局及び公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所の地方支分部局 5 機関で連携協定を締結し、メールマガジン等による情報発信、荷主や物流事業者への協力依頼、リーフレット「持続可能な物流の実現に向けて」の配布及びセミナーの開催(令和 7 年 3 月開催)(写真)等に取り組みました。
- また、「物資の流通の効率化に関する法律(物流効率化法)」(令和 6 年 5 月公布)では、荷主企業や物流事業者に対するトラック輸送の効率化に向けて取り組むべき規制的措置として、すべての荷主・物流事業者に対する物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務や、一定規模以上の特定事業者に対する中長期計画の策定や定期報告等の義務になる規制的措置等が盛り込まれ、近畿農政局としてもこれら事業者に対する制度の周知等の取組を進めています。



リーフレット配布の様子



セミナーの様子

② 食品ロスの削減

- 農林水産省は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、関係省庁と連携して食品関連事業者の食品ロス削減の取組を促進しています。
- 食品ロス削減に向けた商慣習の見直しに取り組んでいる事業者を募集した結果、近畿では納品期限を緩和している食品小売業者は46、賞味期限表示を大括り化（年月表示・日まとめ表示）している食品製造業者は42、賞味期限を延長した食品製造業者は35、フードバンク・こども食堂等へ食品を提供した食品小売・製造業者は56の応募がありました。（令和7年3月末時点）
- 国は、食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減する目標を2022年度に達成。新たな目標として、2000年度比で2030年度までに60%削減（219万トン）とする目標を新たに設定しました。新たな目標の達成には、食品関連事業者による取組の推進とともに、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で推進することが必要です。

食品ロス削減に向けた商慣習見直しの取組事業者（令和7年3月末時点）

	納品期限緩和	賞味期限表示 大括り化	賞味期限延長	フードバンク等への 食品の提供
全 国	339 小売業者	350 製造業者	359 製造業者	482 小売・製造業者
うち近畿	46 小売業者	42 製造業者	35 製造業者	56 小売・製造業者

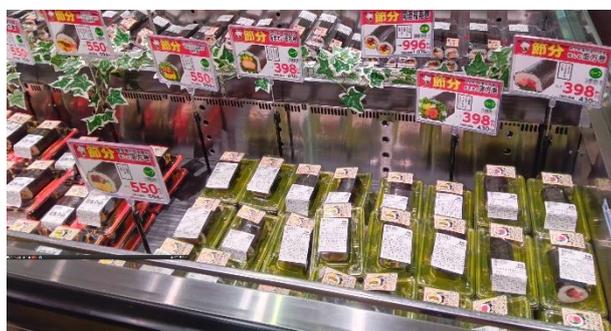
【取組事例：株式会社近商ストア（近畿）】

- 近畿農政局では、食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、予約販売等の季節の食品の需要に見合った販売を食品小売業者に呼びかけています。

近商ストアは、大阪・奈良・京都の近鉄沿線を中心にチェーン展開しているスーパーマーケットで、恵方巻きのロス削減に向け、①予約販売強化のためアプリを使用し、特に今年度は2月2日であること等周知、②前年の販売品目、数量、ロス率をもとに本年の販売計画を作成、③ハーフサイズの拡充による食べきりの推進を実施しました。



・ 予約販売推進によるロス削減



2月2日の売り場の状況

ハーフサイズの単品およびハーフサイズセットの拡充実施

③ 近畿の食文化の発信

【和食文化の保護・継承に向けた取組】

- 2025 年開催の大阪・関西万博が関西の食や食文化の保護・継承の契機となるよう、団体、企業、個人が取り組む近畿ならではの食や食文化を国内外に発信する活動について、「関西 食の「わ」プログラム」として認定する取組を実施しています。
- 令和7年3月末時点で32件のプログラムを認定しています。(図表-1)
- 令和7年1月には、次世代に和食の魅力を伝えるため、和食に欠かせない「だし」に焦点を当て、「だし」の素材やうま味などを学ぶ基調講演と実際に「だし」を引く調理実習をからなる食文化セミナーを開催しました。

図表-1 認定「関西 食の「わ」プログラム」(令和7年3月末現在)

No.	プログラム名	主催者名	No.	プログラム名	主催者名
1	越境ECで旅マエ・旅ナカ・旅アト消費をサポート	ZenGroup株式会社	17	高野豆腐を国外へ広める活動	旭松食品株式会社
2	体験型食育イベント「近江米でおにぎり作り」	スーパーホテル滋賀・草津国道1号沿	18	和ランチサロン	はなみずきYuu 中塚由子
3	日野の伝統料理を伝え継ぐ	日野の伝統料理を継承する会	19	栄養士がつなげる丹波篠山の「こめ・まめ・やさしい」こまめやクッキング	丹波篠山市地域活動栄養士会 「こまめや」
4	「たがの たべるを つなぐ」	YOBISHIプロジェクト	20	「大津のうなぎの食文化」PR キャンペーン	(公社)びわ湖大津観光協会
5	【原体験(農業体験)】や食・環境学習に係る講師	食と環境教育アドバイザー 中尾 卓嗣	21	洋菓子コンテスト、キッズパティシエ体験	奈良県洋菓子協会
6	第64回 西日本洋菓子コンテスト	(一社)兵庫県洋菓子協会 / (一社)大阪府洋菓子協会 / 京都府洋菓子協会 / 滋賀県洋菓子協会 / 奈良県洋菓子協会 / 和歌山県洋菓子協会	22	和食文化継承プログラム	甲南女子大学「濱口ゼミ」
7	第六回おくどさんサミット / おくどさん未来会議 / おくどさんの調査研究【出版・おくどさん(電)巡り】 / 「第五回京都への恋文」京都の美食賞等	(一社)京すずめ文化観光研究所	23	第58回大阪府菓子技術コンテスト	(一社)大阪府洋菓子協会
8	第4回 兵庫県産地消おいしい食材の宝庫再発見キャンペーン	キリンビバレッジ株式会社近畿圏統括本部 共催：兵庫県 / ひょうごの美味し風土拡大協議会	24	体の外からと内からの健康づくり	菓子工房薬のん 渡邊 唯
9	和歌山県産を使って料理を作る。	和歌山市立 日進中学校	25	ジャムづくり体験	株式会社グリーンウッドファクトリー
10	「松花堂弁当」等の食の体験の提供	京都吉兆 松花堂店	26	えきそばの大冒険！～未来へ繋ぐ名物商品～	まねき食品株式会社
11	日本最古の茶畑1200年続く丹波篠山茶のヒミツ旅	丹波篠山茶生産組合	27	出張授業「和食だし体験講座」の実施	大阪ガスネットワーク株式会社
12	日本農業遺産「丹波の黒豆」生産農家のファームツアー	B・B LINK株式会社	28	和食文化親子教室・おから味噌講座	(特非)みんなのお着プロジェクト / 和食文化伝承会
13	ぼたん鍋発祥の地、丹波篠山市で獣善と向き合う	(一社)丹波篠山市観光協会	29	京つけもの屋さんを作る、おにぎりが食べられるお店	京つけものもり 八坂店
14	滋賀県の食材を使ったお土産の開発・販売	立命館大学 食マネジメント学部 学生団体「ぎゅっと滋賀」	30	お菓子工場の見学並びに体験	グリコピア神戸
15	茶畑カフェ	1738やんたん里づくり会	31	みんなのガレット博覧会～2025神戸ガレット・デ・ロワ～	(一社)兵庫県洋菓子協会 (公財)神戸ファッション協会
16	紀州金山寺みそ・金山寺みそ / 径山寺みその出前授業 (予定) 金山寺みそ / 径山寺みその紹介と販売	紀州味噌工業協同組合	32	農プロジェクト	読売新聞大阪本社



関西 食の「わ」プロジェクト
ロゴマーク



関西 食の「わ」プロジェクト
インスタグラム



認定No3: 日野の伝統料理を継承する会

(2) 食品アクセス

- 我が国においては、人口減少や高齢化、経済成長の停滞により、平時における国民一人一人の食料安全保障に関するリスクが顕在化し、食料品の購入に不便や苦勞を感じる、いわゆる「買物困難者」が増加するとともに、経済的理由により十分な食料を入手できず、健全な食生活が実践できていない者の割合が増加するなど、円滑な食品アクセスの確保が課題となっています（図表－1）。
- このため、令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法において、国は、地方公共団体、食品事業者等と連携し、物理的・経済的要因にかかわらず、円滑な食品アクセスの確保が図られるよう、食料を円滑に提供するための環境整備等を講ずるものとする旨が新たに規定されたところです（図表－2）。
- これに伴い、令和6年10月から、近畿農政局においても「食品アクセス推進専門官」が配置され、①管内府県庁へ出向いての今後の業務推進に向けての意見交換、②関係省庁の食品アクセスに係る支援策説明会である「食品アクセス全国キャラバン」を管内行政機関、フードバンク等への紹介、③地域の関係者が連携した食品アクセスの確保の体制づくりに係る補助事業の執行 等の取組を開始しました（図表－3）。

図表－1 食品アクセスとは

1. 食品アクセスとは



食料・農業・農村基本法改正の背景

- これまでは、国として、食料の総量を確保すれば、消費者の購買力を背景とした食品流通の発達により、国内に広く食料を行き渡らせることが可能との考え方に立っていた。
- 「食料安全保障」については、国際的には、食料の供給総量確保や不測時対応にとどまらず、「国民一人一人が健全な食生活を享受できること」を位置付けることが主流。
- こうした中で、我が国においては、人口減少・高齢化や、経済成長の停滞と並行して、**平時における食料安全保障上のリスクが顕在化**。

物理的アクセスの課題

高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に**食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる方**（いわゆる「買物困難者」）が増えてきている。

経済的アクセスの課題

低所得者層の割合が増加する中で、経済的理由により十分な食料を入手できず、**健全な食生活が実践できていない者の割合が増加している**と考えられる。

図表－2 円滑な食品アクセスの確保に向けた全体的な動き

2. 円滑な食品アクセスの確保に向けた全体的な動き



- 具体的な食品アクセスの問題については、地域によって様々であり、その地域の実情に応じて取り組んでいく必要があるところ、
 - ① 買物困難者に関しては、地域・農村活性化、ラストワンマイル物流、地域交通、中心市街地・商店街活性化、過疎問題等
 - ② 経済的に困窮している方々に関しては、社会保障制度、児童福祉や子ども支援、食品ロス削減、食育等と密接に関係することから、関係省庁が連携して、食品アクセス問題に係る実態把握をしつつ、地域の取組を支えていくことが重要。



- 2024年に改正された食料・農業・農村基本法において、国は、地方公共団体、食品事業者等と連携し、物理的・経済的要因にかかわらず、円滑な食品アクセスの確保が図られるよう、食料を円滑に提供するための環境整備等を講ずるものとする旨規定されたところ。

参考：食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抄）

（食料の円滑な入手の確保）

第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずるものとする。（新設）

図表－3 食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 買物困難者や経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加しているなど、食品アクセスの問題が顕在化している中、平時から、国民一人一人が食料にアクセスでき、健全な食生活を享受できるようにすることが重要。 ・ このため、買物困難者や経済的理由により十分な食料を入手できない者への多様な食料の提供に向けて、地方公共団体や食品事業者、物流事業者、フードバンク等の地域の関係者が連携する体制づくりのほか、食品提供の質・量の充実に向けたフードバンク、子ども食堂等の取組や、ラストワンマイル配送等の支援を進めている。 ・ 本パッケージでは、食品アクセスの確保に資する関係省庁の支援策を取りまとめ、地方公共団体や民間事業者等に活用いただくことで、地域における食品アクセスの確保に向けた取組を促進するものとする。 <p><small>(※) 各種支援策は様々な観点からの支援を含むが、本パッケージでは、上記趣旨を鑑み、買物困難者・経済的理由により十分な食料を入手できない者への食料支援という観点から整理した。</small></p>	
経済的アクセス関係支援策	物理的アクセス(買物困難者対策)関係支援策
<p>食料提供に資する体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な食料提供に向けた地域の体制づくり <small>※買物困難者対策としても活用可</small> 地域の関係者が連携して地域の課題に応じた取組を進める体制づくりを推進 ○ 食料支援等の取組を通じたつながりづくり 孤独・孤立の予防等の観点から食料支援等を通じたつながりづくりを推進 ○ 食品の寄附等を促進するための仕組みづくり フードバンク等への食品寄附等の促進に向けた枠組みづくりを強化 「食品寄附ガイドライン」の活用を促進 など <p>フードバンク、子ども食堂等による食料提供活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体による食料提供に向けた取組への支援 自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供等を支援 ○ フードバンクによる未利用食品の提供活動への支援 食品アクセスの確保の観点から、多様な食料の提供に向けたフードバンクの立上げ・機能強化を支援 食品ロス削減の推進の観点から、地方公共団体によるフードバンクに対する取組を支援 など ○ 子ども食堂、子ども宅食等による食事の提供活動への支援 食品アクセスの確保の観点から、多様な食料の提供に向けた子ども食堂等の立上げを支援 ひとり親家庭等の子ども支援のため、子ども宅食等による食事の提供等を支援 生活困窮者等支援のため、民間団体による食料提供活動等へ助成 など <p>フードバンク、子ども食堂等への食料提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府備蓄米の子ども食堂等やフードバンクへの無償交付 ○ 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供 	<p>移動販売等の拠点となる施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の行う拠点施設の整備支援 買物困難者に対する移動販売等により、地方創生に資する地域の交流拠点施設の整備を支援 <p>店舗への交通手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活交通の確保・維持 過疎地域や中山間地域の交通、福祉等の集落機能等の維持を支援 持続可能な地域公共交通の実現に向けた多様な関係者の連携・協働による取組を支援 など <p>移動販売等で店舗を届ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動販売車の導入に向けた支援 ラストワンマイル配送の実現に向けた移動販売等の実装・導入を支援 ○ 過疎地域等の取組支援 過疎地域等において取り組む移動販売等の取組を支援 など <p>商品を届ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ラストワンマイル配送の効率化に向けた支援 過疎地域を含むラストワンマイル配送の効率化の運行経費を支援 など ○ デジタル技術駆使した配送支援 自動配送ロボットの実証実験等を支援 など <p>食品アクセスの状況や対策事例等の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品アクセス(買物困難者等)問題ポータルサイト等での情報提供 ○ 「デジ活」中山間地域への支援や買物弱者支援策をHPで紹介 <p><small>※経済的アクセスについても同様</small></p>



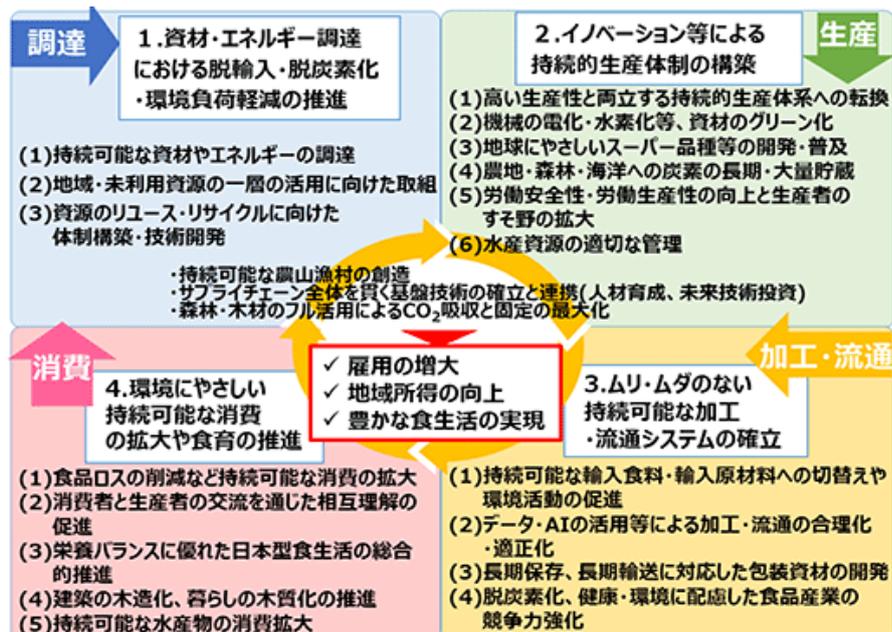
5 環境と調和のとれた食料システムの確立

(1) みどりの食料システム戦略

- 国内外において、SDGs や環境への対応が重要となっている中で、我が国の食料・農林水産業においても的確に対応する必要があります。農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」（以下「みどり戦略」という。）を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階での取組（図表）を推進しています。
- さらに、令和4（2022）年には、みどりの食料システム法（※）が制定され、農業の環境負荷低減を図る取組が進められています。
- みどり戦略では、2050年までに目指す姿として、①農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、②化学農薬の使用量をリスク換算で50%低減、③化学肥料の使用量を30%低減、④耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%（100万ha）に拡大といった目標を掲げており、革新的な技術・生産体系の開発等を通じた具体的な取組を進め、その後の社会実装により実現していくこととしています。
- 近畿農政局では、みどり戦略の推進に資するため、局長をチーム長とする「みどりの食料システム戦略推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、府県拠点を中心に現場の方々への分かりやすい情報発信や関係者との意見交換等を通じた理解促進に取り組んでいます。

※正式名称は「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」

図表



「農林水産省作成」

【みどり戦略の実現に向けた施策の展開状況】

■みどりの食料システム法に基づく生産者の認定

みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者の事業活動（環境負荷低減事業活動）を都道府県が認定し、認定を受けた生産者や事業者に対し、税制特例や融資制度等の支援措置を講ずることとしています。

近畿農政局では、府県と連携し認定拡大に向け推進を行った結果、令和7年3月末現在の認定件数は、滋賀県40件、京都府368件、大阪府13件、兵庫県93件（うち特定認定1件）、奈良県75件（うち特定認定1件）、和歌山県668件、計1,257件（全国27,667件）となっています。

■農業分野におけるJ-クレジット制度の推進

温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、取引を可能とするJ-クレジット制度は、農業者等が削減・吸収の取組により生じるクレジットを売却することで収入を得ることができることから、農業分野での活用が期待されています。農業分野では、「水稻栽培における中干し期間の延長」や「バイオ炭の農地施用」「家畜排せつ物管理方法の変更」等、6つの方法論に基づく取組が進められています。

令和6年度には、全国の約50,400haの水田で「水稻栽培における中干し期間の延長」の取組が行われ、19,672トン（CO₂換算）のクレジットが発行されました。近畿でも、滋賀県をはじめ米の生産が盛んな府県を中心に、約600haの水田で取組が行われています。

■環境負荷低減のクロスコンプライアンス

農林水産省の各種補助事業等については、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を求める「クロスコンプライアンス」を令和6年度より試行実施しています。令和8年度からは実践状況の確認を試行実施することとしており、令和7年度はモデル経営における確認結果を踏まえたマニュアルの作成を行います。



農林漁業に由来する環境負荷に総合的に
配慮するための基本的な7つの取組

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

Ver.1.1

申請時 （します）	確認時 （します）	申請時 （します）	確認時 （します）
(1) 適正な施肥		(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
①	<input type="checkbox"/>	①	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	②	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	③	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	④	<input type="checkbox"/>
(2) 適正な防除		(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	
⑤	<input type="checkbox"/>	⑤	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	⑥	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	⑦	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	⑧	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	⑨	<input type="checkbox"/>
(3) エネルギーの節減		(6) 生物多様性への悪影響の防止	
⑩	<input type="checkbox"/>	⑩	<input type="checkbox"/>
⑪	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/>
		(7) 環境関係法令の遵守等	
⑬	<input type="checkbox"/>	⑬	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	⑭	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	⑮	<input type="checkbox"/>

環境負荷低減のクロスコンプライアンス
チェックシートの例

■農林水産物の環境負荷低減の「見える化」

農林水産省では、生産者による環境負荷低減の努力を可視化するため、「温室効果ガスの削減への貢献」と「生物多様性保全への配慮」を星の数でラベル表示する「見える化」を推進しています。対象品目は、令和7年4月にピーマンを追加し、米、野菜、果実、いも類、茶の24品目となっています。

また、インバウンド需要への対応や輸出展開を見据え、新たに英語版愛称を「ChoiSTAR」と決めました。

近畿における登録件数は、令和7年3月末現在で93件となっています。



英語版愛称「ChoiSTAR」

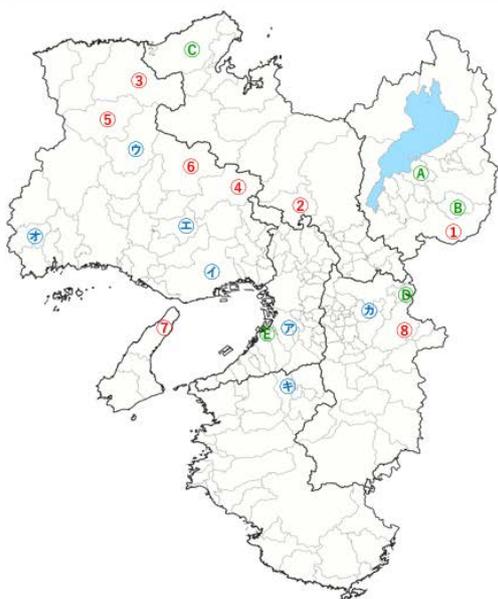
■有機農業産地づくりの取組

農林水産省では、有機農業の取組拡大に向けて、有機農業の団地化や学校給食等での利用等、地域ぐるみで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」の創出を支援し、有機農業の産地づくりを推進しています。

管内では、有機農業産地づくり推進事業の取組を20市町村が実施しており、そのうち17市町村がオーガニックビレッジ宣言を行いました（令和7年3月末現在）。

近畿農政局では、自治体関係者間での意見交換等を通して取組事例等の情報共有を図っています。また、京都府亀岡市では、有機米生産に関する講習会の開催や、有機農業を体系的に学ぶ場として「亀岡オーガニック農業スクール」を開校し有機農業に取り組む人材を育成するなど、各地での取組が広がっています。

近畿農政局管内オーガニックビレッジ（有機農業産地づくり事業）実施市町村



○ 令和4年度実施市町村

記号	都道府県	市町村
①	滋賀県	甲賀市
②	京都府	亀岡市
③	兵庫県	豊岡市
④		丹波篠山市
⑤		養父市
⑥		丹波市
⑦		淡路市
⑧	奈良県	宇陀市

○ 令和6年度実施市町村

記号	都道府県	市町村
A	滋賀県	近江八幡市
B		日野町
C	京都府	京丹後市
D	奈良県	山添村
E	大阪府	泉大津市

○ 令和5年度実施市町村

記号	都道府県	市町村
㉗	大阪府	堺市
④	兵庫県	神戸市
㉘		朝来市
㉙		加東市
㉚		上郡町
㉛	奈良県	天理市
㉜	和歌山県	かつらぎ町

■グリーンな栽培体系への転換サポート

先端技術の導入による環境負荷低減と省力化に資する取組の栽培実証を行うグリーンな栽培体系への転換サポート事業を活用し、近畿では、令和6年度に28地区において実証が行われました。取組事例として、京都府の中丹米振興協議会では、いもち病に強い京都オリジナル品種「京式部」の導入による化学農薬の使用低減、カバープランツを利用した減化学肥料栽培、機械式除草機の利用による除草剤の使用低減等の検証を行い、栽培マニュアルを作成し、同技術の導入拡大に取り組んでいます。

■近畿耕畜連携イニシアチブ

近畿農政局では耕畜連携を積極的に進めるため、各府県や関係者との意見交換や現地調査等を通じて、地域の実態や課題を明らかにして肥料・飼料の安定供給を目指すプロジェクトチーム「近畿耕畜連携イニシアチブ」を立ち上げています。

令和6年度には、5月に「各府県との情報交換会」、9月には「土づくり勉強会」、「水田飼料作シンポジウム」を開催し、関係者間での情報共有や意見交換を実施しました。また、耕畜連携推進に係る優良事例の取りまとめを行い、近畿農政局HPで公表しました。引き続き、耕種・畜産両サイドの相互理解を深めることにより、支援体制の強化と持続的な取組の拡大を進めていきます。



(2) 環境と調和した持続的な農業

- 有機農業の推進について、農林水産省では、有機農業の取組面積を「有機農業の推進に関する基本的な方針」（令和2年4月改定）において、令和12年までに6万3,000ha(平成29年2万3,500ha)とすることを、更に、令和3年5月には「みどりの食料システム戦略」を策定し、同戦略において2050年までに100万haとすることを目標に掲げ、各種施策を展開しています。
- 令和5年度の近畿における有機JASの認定面積は832ha（全国：18,837ha）で、有機JAS認定面積は、増加傾向となっています。（図表－1，2）
各府県においては、みどりの食料システム戦略推進交付金※を活用して、農業者が有機JASの認証を受ける際に指導助言等を行う有機農業指導員の育成を図っています。
- また、農林水産省では、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進する一環として、「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」を開催しています。近畿農政局では、このコンクールに併せて、管内の応募者を対象に、優秀者を表彰する取組を行っています。
- 近畿管内では、滋賀県における琵琶湖の水質保全を目的のひとつとする「環境こだわり農業」など、種々の環境保全型農業が、環境保全型農業直接支払交付金などの支援策と一体的に取り組まれています。（P141 参照）

※「みどりの食料システム戦略」（P117 参照）を推進するために措置された交付金。

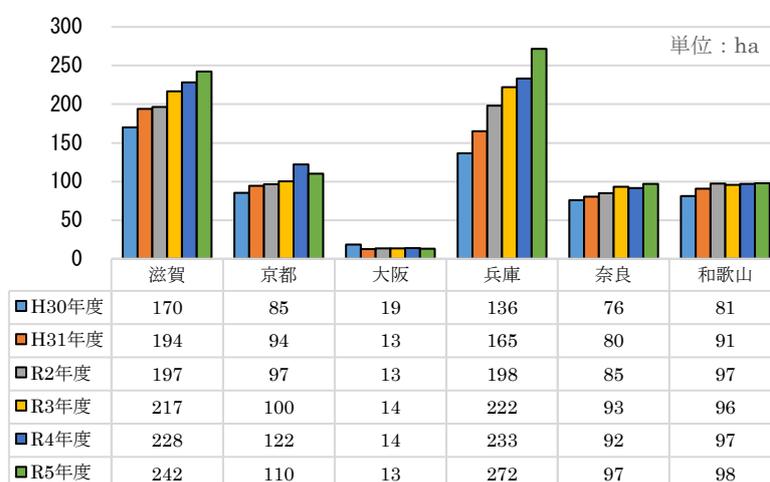
図表－1 有機JAS認定面積の推移（全国・近畿）



資料：農林水産省調べ

注：各年度の値は3月31日現在の認定面積(R5年度は3月31日現在)

図表－2 府県別有機JAS認定面積の推移



資料：農林水産省調べ

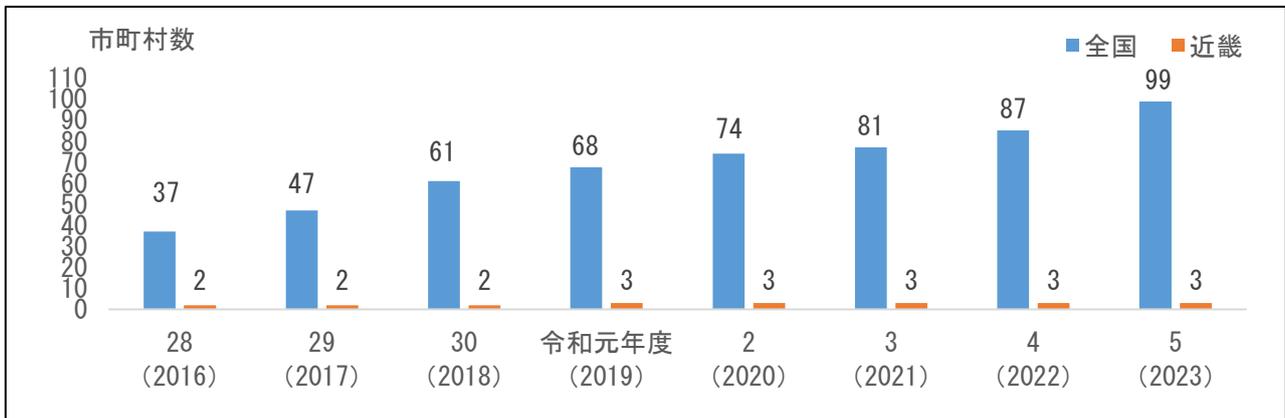
注：各年度の値は4月1日現在の認定面積(R5年度は3月31日現在)

(3) 再生可能エネルギーの活用

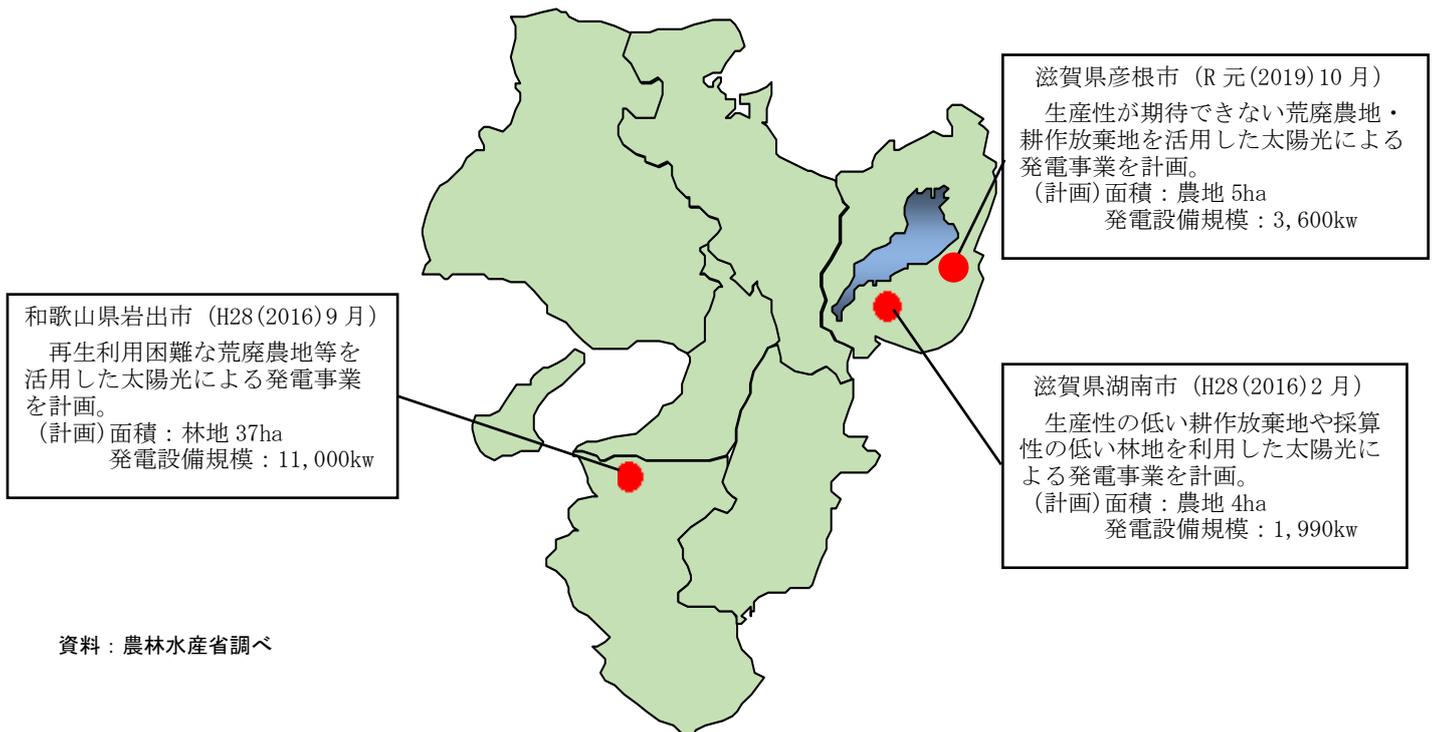
① 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成

- 太陽光パネル、小水力発電、バイオマス発電など再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を推進するため、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、売電収入の地域還元、雇用の確保、未利用資源の有効活用などの取組が進められています。
- 同法に基づく基本計画を作成した市町村は、令和6年3月末現在、全国で99市町村、近畿では3市（滋賀県2、和歌山県1）となっています。（図表－1、2）

図表－1 農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画作成数の推移（全国・近畿累計）



図表－2 近畿における農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画作成状況（カッコ内は計画作成年月）

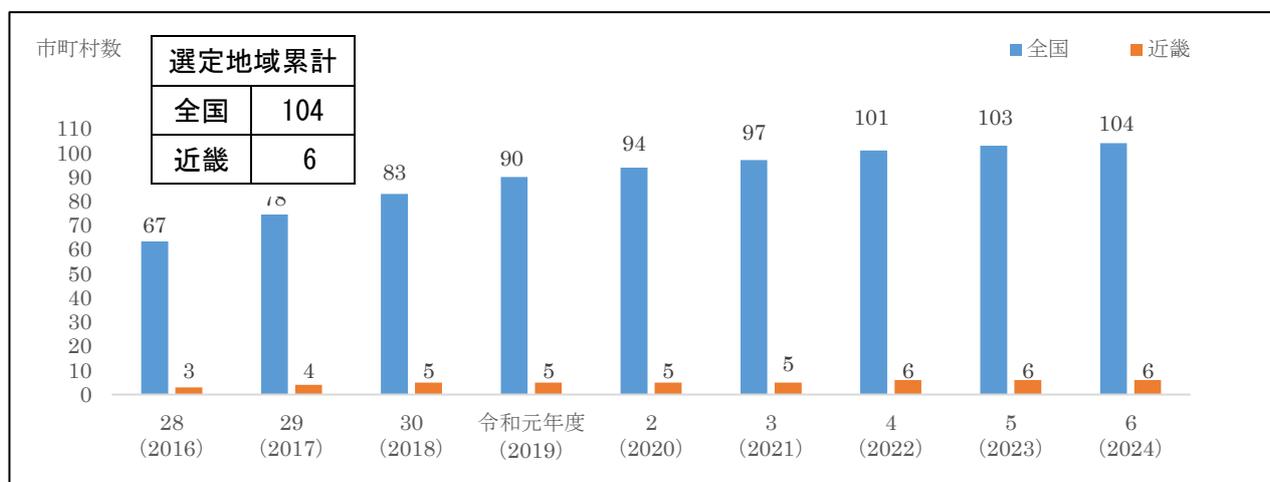


資料：農林水産省調べ

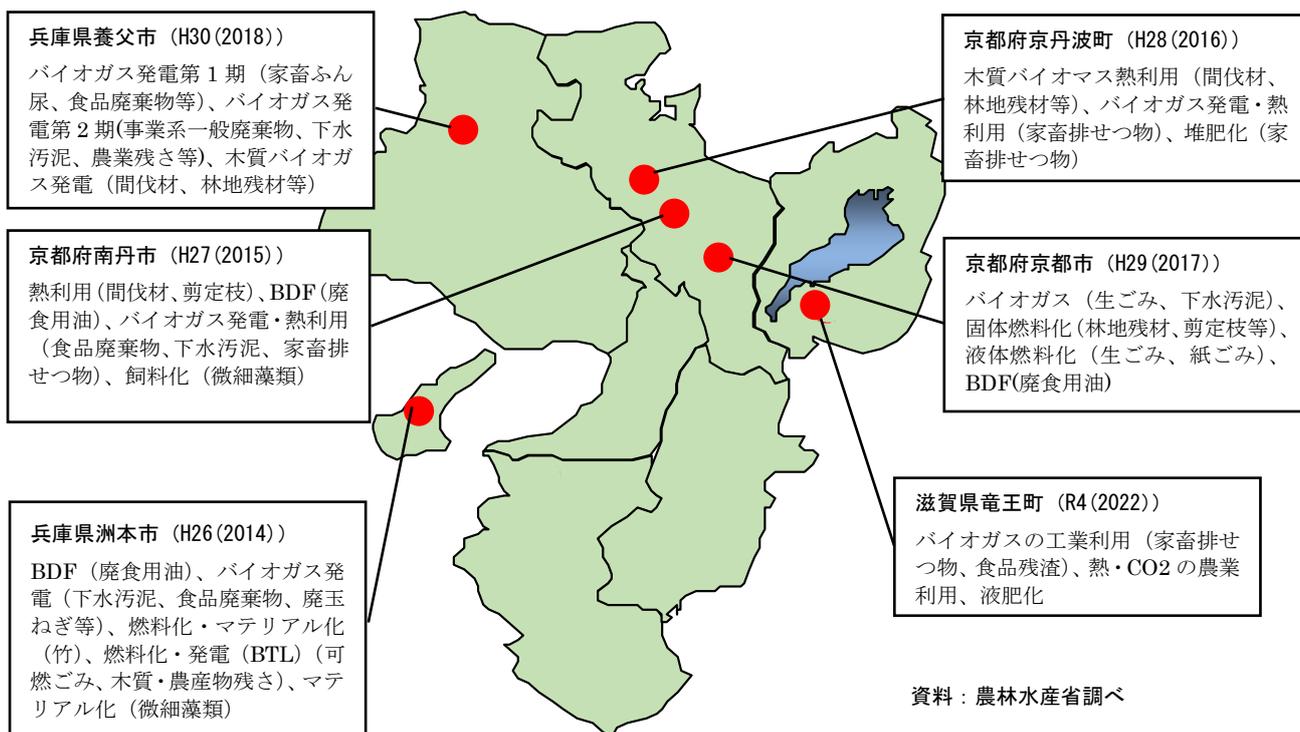
② バイオマス産業都市の選定

- バイオマス事業化戦略（平成24年9月策定）においては、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築により、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いバイオマス産業都市の構築を推進することとしています。
- バイオマス産業都市に選定された地域（市町村）は、全国で104地域、近畿では6地域（滋賀県1、京都府3、兵庫県2）となっています。（図表-1、2）

図表-1 バイオマス産業都市選定地域数の推移（全国・近畿累計）



図表-2 近畿におけるバイオマス産業都市選定地域の主な取組（カッコ内は選定年度）



6 農村の振興

(1) 社会的変化に対応した取組

① 農村の人口、仕事、暮らしの現状

- 近畿の農地面積を農業地域類型区分別にみると、中山間地域が全体の約5割を占めています。一方、人口は、都市的地域が1,857万人と全体の9割が都市部に集中しています。(図表-1)
- 平成27年から令和2年までの5年間における65歳以上人口の割合を見ると、いずれの府県でも平地・中間・山間の各農業地域で都市的地域に比べ高齢化が進行しています。(図表-2)
- このため、各種の施策を講じ中山間地域の振興を図っています。

図表-1 農業地域類型区分別の面積・人口・農業集落数(近畿)(令和2年)

農業地域類型区分	面積(千ha)		人口(万人)		農業集落数	
	面積	割合(%)	人口	割合(%)	集落数	割合(%)
都市的地域	85	39.0 (27.7)	1,857	90.4 (82.8)	3,337	30.9 (21.5)
平地農業地域	20	9.2 (28.2)	28	1.4 (4.6)	1,562	14.5 (24.4)
中間農業地域	92	42.2 (35.1)	134	6.5 (10.1)	3,390	31.4 (34.7)
山間農業地域	22	10.1 (9.0)	35	1.7 (2.4)	2,506	23.2 (19.4)
近 畿	218	100.0 (100.0)	2,054	100.0 (100.0)	10,795	100.0 (100.0)

資料: 農業地域類型は農林水産省「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改訂)」。面積は農林水産省「令和2年耕地及び作付面積」、人口は総務省「令和2年国勢調査」を基に近畿農政局で作成。農業集落数は農林水産省「2020年農林業センサス」。

注1: 数値は表示単位で四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

2: 農業地域類型区分の面積及び人口は新市町村別、農業集落は旧市町村別の農業地域類型により算出した。

3: 割合欄の()は全国の割合である。

図表-2 農業地域類型区分別の65歳以上人口の割合

単位: %

区 分	全国	近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
都市的地域	平成27年	25.3	26.3	22.8	26.8	26.1	26.2	27.6	29.5
	令和2年	27.1	28.0	25.0	28.7	27.4	28.3	30.5	31.2
	差(ポイント)	1.8	1.7	2.2	1.9	1.3	2.1	2.9	1.7
平地農業地域	平成27年	29.5	27.0	24.6	nc	nc	29.9	nc	29.9
	令和2年	33.3	30.4	27.2	nc	nc	33.2	nc	36.9
	差(ポイント)	3.8	3.4	2.6	nc	nc	3.3	nc	7.0
中間農業地域	平成27年	32.7	31.4	27.5	35.7	35.8	31.3	35.5	31.6
	令和2年	36.1	34.7	30.4	38.7	41.4	34.4	40.9	34.5
	差(ポイント)	3.4	3.3	2.9	3.0	5.6	3.1	5.4	2.9
山間農業地域	平成27年	36.7	36.8	33.0	35.9	40.8	34.7	47.2	38.6
	令和2年	40.4	40.3	35.2	38.8	45.5	38.8	51.7	41.7
	差(ポイント)	3.7	3.5	2.2	2.9	4.7	4.1	4.5	3.1

資料: 総務省「国勢調査」を基に近畿農政局で作成。

注1: 年齢不詳人口を除く。

2: 表中の「△」は負数、「nc」は計算不能を表す。

② 農山漁村地域づくりホットライン

- 農林水産省では、地域づくりに関する取組を後押しするための窓口「農山漁村地域づくりホットライン」を開設（農村計画課及び各府県拠点）しています。
- 農山漁村で地域づくりに取り組むみなさんからの相談を受け付け、地域の実態や要望を直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図るため、下記のような支援を行い、地域づくりを応援します。

<ホットラインでの主な支援内容>

- (ア) 農山漁村における地域づくりの実態や要望・課題をお伺いし、相談者に寄り添い、ともに考えます
 - (イ) 相談内容を踏まえ、他府省を含めた国の支援制度をご紹介します
 - (ウ) 参考となる全国各地の取組事例をご紹介します
- ※ 本ホットラインは、地域づくりに関する取組の後押しを目的としており、特定の個人への支援を目的としたご相談は対象となりません。

<相談内容のイメージ>

しごと



新規就農者の営農



地域資源の活用



農村×福祉（農福連携）

- ① 中山間地域等の特性を活かした営農の実現
- ② 地域資源を活用した所得と雇用機会の創出（農山漁村発イノベーション）
例：山村×生物多様性、農村×観光 など

くらし



地域住民による話し合い



地域内交通の確保・維持



農家レストラン

- ① 地域の将来像について話し合いやコミュニティ形成の場づくり
- ② 地域に住み続けるための定住条件の整備や生活インフラ等の確保
例：情報通信環境や地域内交通の確保 など

活力



地域運営組織の形成



関係人口の創出



大学生のボランティア活動

- ① 地域を持続的に支える体制づくり
- ② 関係人口の創出・拡大等を通じた地域を支える人材づくり
- ③ 「人口急減地域特定地域づくり推進法」を活用した若者等の活躍の場づくり など

- 「農山漁村地域づくりホットライン」に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください
<http://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/nousonshinkou/kasseika/chii kihotline.html>

(2) 中山間地域の農業の振興

① 中山間地域の農業

- 近畿の中山間地域は土地面積で約6割、耕地面積では約5割を占めており（図表－1）、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の形成など多面的機能を有しています。
- 他方、中山間地域は、傾斜地などの条件不利性ととも人口減少・高齢化等から集落機能や地域資源の維持にも影響が生じており、地域の活性化が重要です。
- 近畿農政局では棚田地域の振興など、各種中山間地域への支援を講じています。

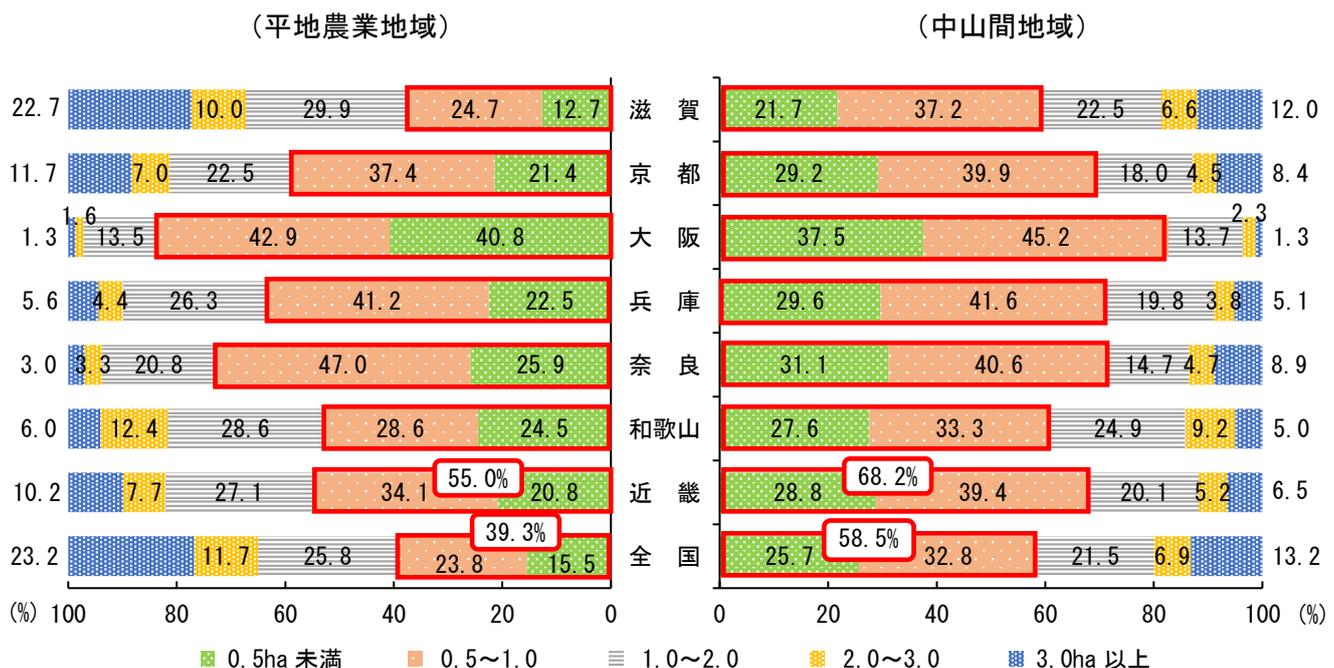
図表－1 中山間地域の主要指標（近畿）（令和2年）

区 分	近 畿			(参考) 中山間地域の 割合(全国)
	中山間地域	割合(%)		
人 口 (万 人)	2,054	169	8.2	12.5
総 農 家 数 (千 戸)	182	82	45.1	44.6
総 土 地 面 積 (千 ha)	2,735	1,684	61.6	64.4
耕 地 面 積 (千 ha)	218	114	52.3	44.1

資料：総務省「令和2年国勢調査」、国土地理院「令和2年全国都道府県市町村別面積調」、農林水産省「2020年農林業センサス」、「令和2年耕地及び作付面積」

注：中山間地域は農業地域類型区分(令和5(2023)年3月2日改訂)のうち、中間農業地域と山間農業地域を合算したものの。

図表－2 中山間地域の経営耕地面積規模別経営体数の割合（令和2年）



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

注：割合は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

② 棚田地域の振興

- 棚田は、食料の供給だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成など多面にわたる機能を持っている国民共有の財産です。
- 令和元年6月に「棚田地域振興法」が成立し、「指定棚田地域」の指定、「指定棚田地域振興協議会」の設立、「指定棚田地域振興活動計画」の策定と国による認定のステップを踏んだ上で、当法による支援が活用されています。
- 令和4年2月には、棚田百選の後継となる「つなぐ棚田遺産」を認定し、棚田地域の振興に関わる取り組みを積極的に評価し、棚田地域の活性化やS棚田の有する多面的な機能に対するより一層の理解の促進を図っています。全国で271地区が認定され、このうち近畿では33地区が認定されています。

近畿管内の指定棚田地域

滋賀県	13	仰木村	仰木の棚田	剣熊村	野口棚田 他
		西庄村	石庭棚田	百瀬村	森西棚田
		小松村	鶉川棚田	高島町	伊黒棚田 他
		大野村	今郷棚田	金勝村	観音寺棚田 他
		西大路村	蔵王棚田 他	東桜谷村	杣・杉棚田
		朽木村	市場棚田	南比都佐村	下迫棚田 他
		石部町	東寺棚田		
京都府	6	京都市	越畑の棚田 他	上宮津村	小田七区の棚田
		世屋村	上世屋棚田 他	普賢寺村	水取 他
		千歳村	中棚田 他	河守上村	毛原の棚田
大阪府	4	西別院村	牧の棚田	白木村	平石の棚田
		清溪村	高山	加賀田村	石仏の棚田
兵庫県	7	口大屋村	宮垣棚田	神戸市	中地区の棚田
		長尾村	上上津の棚田	建屋村	長野の棚田 他
		熊次村	別宮清水・大町田の棚田 他	奥谷村	飯見の棚田
		松井庄村	岩座神の棚田		
奈良県	6	新庄町	葛城山麓地域の棚田	高市村	稲刈棚田 他
		忍界村		大柳生村	阪原の棚田 他
		平群村	平群町の棚田等	初瀬町	吉隠の棚田
和歌山県	5	紀見村	芋谷の棚田	小川村	中田の棚田
		八幡村	あらぎ島 他	色川村	口色川 他
		安諦村	沼谷の棚田 他		
近畿	41				

※ 第1回（R1.12）～第22回（R6.4）までの指定状況



つなぐ棚田遺産

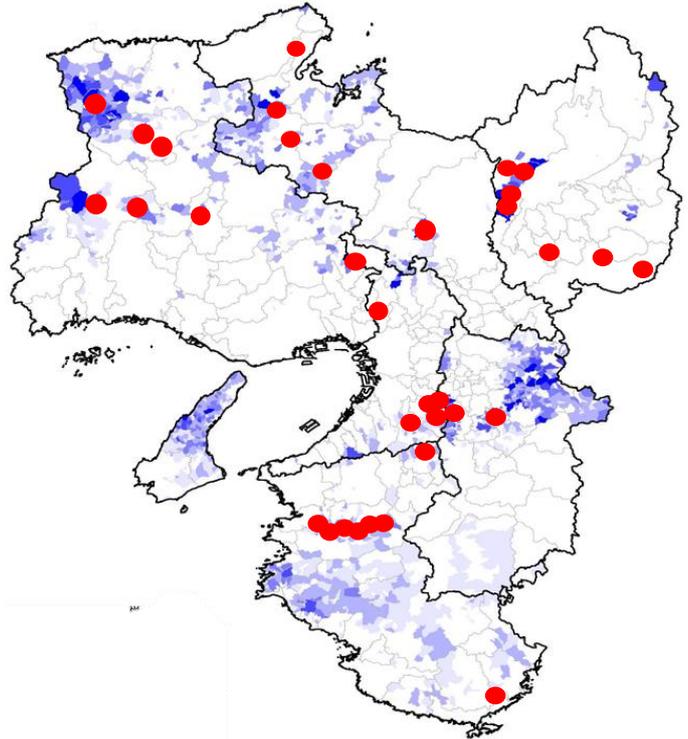
～ ふるさとの誇りを未来へ～



▲和歌山県有田川町「あらぎ島」

●：つなぐ棚田遺産

※青は棚田分布図



近畿管内のつなぐ棚田遺産の認定地区

	地域数	市町村	棚田の名称	市町村	棚田の名称
滋賀県	7	高島市	畑の棚田	大津市	上仰木棚田
			鵜川の棚田		仰木、平尾の棚田
		甲賀市	今郷棚田	栗東市	走井棚田
			山女原の棚田		
京都府	4	京都市	宕陰 越畑・柘原の棚田	福知山市	毛原の棚田
		宮津市	上世屋・松尾の棚田	京丹後市	袖志の棚田
大阪府	5	能勢町	長谷の棚田	千早赤阪村	下赤坂の棚田
		河南町	持尾の棚田	河内長野市	惣代の棚田
			平石の棚田		
兵庫県	7	宍粟市	山田の棚田	養父市	別宮の棚田
			飯見の棚田		能座の棚田
		多可町	岩座神の棚田		宮垣の棚田
		香美町	うへ山		
奈良県	2	明日香村	稲渕棚田	忍界村・新庄町	葛城山麓地域の棚田群
和歌山県	8	有田川町	上湯・あらぎ島	有田川町	沼谷「天空の棚田」
			沼の棚田・段々畑		杉野原の棚田
			久野原の棚田	橋本市	芋谷の棚田
		紀美野町	中田の棚田	那智勝浦町	色川の棚田群
近畿	33				

③ 世界農業遺産・日本農業遺産認定地域の振興

- 「世界農業遺産」・「日本農業遺産」は、世界又は日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を認定する制度です。
- 近畿では、琵琶湖地域、兵庫美方地域、みなべ・田辺地域、有田・下津地域の4地域が世界農業遺産に、9地域が日本農業遺産に認定されています。（図表-1、2）
- 認定を契機として、農林水産業システムの維持・保全・継承、地域住民の自信と誇りの醸成、農林水産物のブランド化、観光客・関係人口の増加が期待されます。

図表-1 近畿の世界農業遺産・日本農業遺産の認定地域一覧



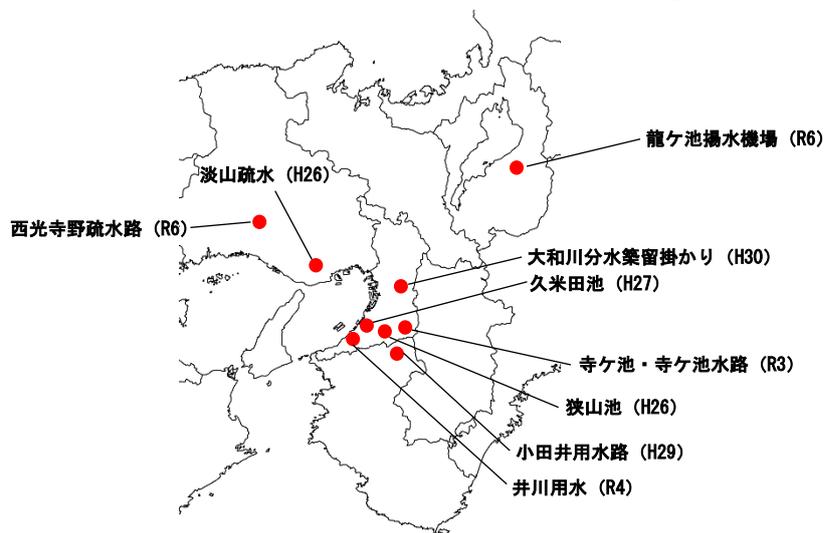
図表－2 近畿の世界農業遺産・日本農業遺産の認定地域の概要

世界	日本	地域名及び農林水産業システムの名称	システムの概要
○	○	滋賀県琵琶湖地域 森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム	水田営農に支えられながら発展してきた琵琶湖の伝統的な内水面漁業を中心としたシステムであり、千年の歴史を有するエリ漁や独特の食文化を継承。
○	○	兵庫県兵庫美方地域 人と自然が共生する美方地域の伝統的但馬牛飼育システム	全国に先駆けて牛籍簿を整備し、郡内産にこだわった和牛改良を行うことで、独自の遺伝資源が保全され、但馬牛の飼養は、地域の草原や棚田の維持にも貢献。
－	○	兵庫県丹波篠山地域 丹波篠山の黒大豆栽培 ～ムラが支える優良種子と家族農業～	水不足を克服するため、一部の農地に導水しない「犠牲田」を設けて畑作を実施。300年前から黒大豆栽培が行われてきた過程で「乾田高畝栽培技術」や選抜育種による優良品種生産方式を確立し、黒大豆の主要産地として発展。
－	○	兵庫県南あわじ地域 南あわじにおける水稲・たまねぎ・畜産の生産循環システム	島特有の限られた農地と水資源を最大限活用し、水稲とたまねぎの二毛作や畜産と連携した農業を営み、品質の高いたまねぎ生産と、独自の出荷体制により、ブランドを形成。たまねぎ小屋や長屋門が点在する特徴的なランドスケープも形成。
－	○	兵庫県北播磨・六甲山北部地域 兵庫の酒米「山田錦」生産システム	酒米の品種特性や気候風土に適応した栽培技術、酒米産地と酒造家が結びつき相互扶助する「村米制度」が継承されるとともに、酒米を代表する品種「山田錦」の厳格な種苗管理が行われ、高品質な酒米の一大産地として発展。
－	○	兵庫県朝来地域 岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム ＝伝統種子の継承と地域連携による里地里山保全＝	伝統野菜である「岩津ねぎ」を含む野菜、水稲、但馬牛を中心とする経営と、稲わらや牛ふん堆肥等を活用する資源循環型農業により、貴重な生物多様性が保全。
○	－	和歌山県みなべ・田辺地域 みなべ・田辺の梅システム	養分に乏しい斜面の梅林周辺に薪炭林を残し、水源涵養や崩落を防止、薪炭林を活用した紀州備長炭の生産と、ミツバチを受粉に利用した梅栽培。
－	○	和歌山県高野・花園・清水地域 聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム	約1200年前から、物資調達が困難な高野山で、100を超える木造寺院を維持するための「高野六木制度」を実施。有田川で繋がる花園・清水地域では仏花や多様な植物の栽培等により高野山の需要にも応え、集落が発展。
○		和歌山県有田・下津地域 有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム	400年以上の歳月をかけて築き上げ、受け継がれてきたみかん栽培文化。
	○	和歌山県海南市下津地域 下津蔵出しみかんシステム	園内に設置した土壁の蔵でみかんを熟成させる「蔵出し技術」を生み出し継承。下津地域はみかん発祥の地と云われ、みかんに関連した独特の文化を形成。
	○	和歌山県有田地域 みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム	みかん栽培を日本で初めて生計の手段に発達させるとともに、みかん農家・苗木農家・出荷組織が連携し、産地全体で日本一の「有田みかん」産地を形成・維持。

④ 世界かんがい施設遺産認定地域

- 「世界かんがい施設遺産」は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、国際かんがい排水委員会（ICID、International Commission on Irrigation and Drainage）が認定するものです。
- 近畿では、9つの農業水利施設（滋賀県1施設、大阪府5施設、兵庫県2施設、和歌山県1施設）が認定されています。（図表－1、2）
- 認定により、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識向上に寄与するとともに、かんがい施設を核とした地域づくりに活用されることが期待されています。

図表－1 近畿の世界かんがい施設遺産の認定地域一覧



図表－2 近畿の世界かんがい施設遺産の認定地域の概要

年度	地 域 名	内 容
H26	狭山池 〔大阪府・大阪狭山市〕	狭山池は1,400年前に築造された日本で最も古い人工的なため池。日本最古の歴史書にも記載。狭山池の水利システムの歴史は日本におけるかんがいシステムの開発・改修の歴史。近年の改修の際には、木樋や歴史的遺構が数多く発見。 
H26	淡山疏水 〔兵庫県・神戸市他〕	西洋から積極的に取り込んだ新技術で近代のかんがいネットワークを構築。81個所に及ぶため池なども活用しつつ、安定した稲作経営を実現。また近年では、地域の開発の歴史が小学校の副読本に掲載。 

年度	地 域 名	内 容
H27	久米田池 〔大阪府・岸和田市〕	久米田池は「奈良の大仏」で有名な行基が地域の人々と一緒に天皇に請願し、725年から14年の歳月をかけ、完成。堤防は、粘土質と砂れきを交互につき固めて作ったが、両層の間に木の葉を挟む「敷葉工法」を採用。この工法は東南アジアとの技術交流によるもの。 
H29	小田井用水路 〔和歌山県・橋本市他〕	1710年、紀の川右岸の河岸段丘に建設され、水不足に悩む広大な河岸段丘を豊かな水田に変えた。いくつもの河川との交差を、渡井（水路橋）や伏越（サイフォン）の立体交差で克服。大畑才蔵が導入した正確な水準測量と先端技術は、その後の日本の新田開発に貢献する「紀州流」の基礎となった。 
H30	大和川分水築留掛かり 〔大阪府・柏原市他〕	大和川の付け替えに伴い建設された長瀬川・玉串川を指す。綿の大産地となり、加工品「河内木綿」による商業の発展にも貢献。受益75箇村すべてを構成員とした「築留樋組」による大規模で細やかな維持管理が行われていた。近年、都市化が進む中、かんがい施設としてだけでなく貴重な水空間として、非農家や子供も協力して維持管理。 
R3	寺ヶ池・寺ヶ池水路 〔大阪府・河内長野市〕	1649年、水源となる石川から8.2kmの水路を引き、この地にあった小さな池を自然の地形を利用しながら、大きなため池へと拡大することで新田開発が行われた。これにより、地域の石高は6.72石から615.47石へ約100倍に増加。 
R4	井川用水 〔大阪府・泉佐野市〕	井川用水は、樫井川から取水し、最後は十二谷池へと流れ込む全長約2.9キロメートルの用水路である。当時まだ荒野であった日根野地区の開墾に重要な役割を果たしてきたとされるが、成立時期には諸説あり、1316年に描かれた「日根荘日根野村荒野開発絵図」には、開墾の様子や井川の終着点である十二谷池が描かれている。 
R6	龍ヶ池揚水機場 〔滋賀県・豊郷町〕	近代日本の土木技術を象徴する地下水利用の揚水機場。 農業用水として常に確保できる水源を求めて、手掘りで池部分の工事が進められた。イギリス製のコンケロール式離心動ポンプ（蒸気動力）を据えつけ、1913年に竣工した。 龍ヶ池揚水機場の建設によって水不足が解消し、農業の安定と経済の発展が実現した。 
R6	西光寺野疏水路 〔兵庫県・姫路市他〕	荒廃した台地を切り開いた地域を挙げての一大プロジェクトとして、神崎郡市川町を流れる岡部川に取水口を新設し、14本の幹線水路及び引水路、ため池5ヵ所の新增築が約3年の歳月をかけ行われた。 

⑤ 農地の有効利用や粗放的な利用による取組

- 人口減少や農業者の高齢化、担い手不足により維持管理が困難となる農地（荒廃農地）の増加が懸念されています。荒廃農地の発生防止や解消については、個々の農業者の取組ではなく地域全体の課題として取り組んでいただくことが重要です。
- このため、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の有効利用や、農地の粗放的利用を行う取組について支援する事業として、令和5年度に従来の対策を拡充した「最適土地利用総合対策」が創設され、近畿でも取組が始まっています。

【農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策】における支援

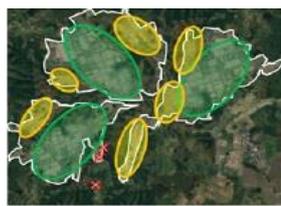
1 地域の土地利用の概略構想から実証的な取組：ソフト事業

本格的に事業に取り組む前に、地域の話合いによる土地利用の概略構想を作成した上で、地域の負担なしに地域に適した粗放的な取組の実証（お試し）ができます。

計画づくりに必要な経費、農地の粗放的な利用の実証に必要な経費（蜜源・景観作物の種、家畜レンタル代、植林のための苗、省力機械のリース代等）への助成があります。



【話し合い】



【概略地図】



【景観作物】



【省力機械】

2 土地利用構想策定から粗放的土地利用の実践：ソフト+ハード事業

実証的な取組を踏まえた地域の話合いにより土地利用構想を作成した上で、荒廃農地を解消して粗放的な利用が継続できるように支援します。ソフト事業としては、計画づくりや農地の粗放的な利用に必要な経費、ハード事業としては、荒廃農地の解消に必要な経費（刈払・伐根、耕起・整地、放牧のための電気牧柵、法面保護工等）への助成があります。



【土地利用構想図】



【整地・耕起】



【電気牧柵】



【法面保護工】

- 「最適土地利用総合対策」の詳しい内容については、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitchiriyu.html>

(3) 農山漁村の地域資源の活用と農業の多様な分野との連携

① 地域資源活用価値創出対策

○ 地域資源活用価値創出対策は、農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。(図表)

・事業の内容

1 地域資源活用価値創出推進事業（推進事業）

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援
- ② 地域資源を活用した新商品開発、官民共創の仕組みを活用した地域課題等を支援
- ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得等を支援

2 地域資源活用価値創出整備事業（整備事業）

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援

図表 事業イメージ

1. 地域資源活用価値創出推進事業



地域活性化のための活動計画づくり



景観等を利用した高付加価値コンテンツの開発



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

2. 地域資源活用価値創出整備事業



農林水産物処理加工施設の整備



古民家等を活用した滞在型施設の整備



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

② 地域資源を活用した新たな価値の創出

- 農林水産省では、農林水産物の付加価値を高め農林漁業者の所得向上に資するため農林漁業の6次産業化を推進してきました。令和7年度からは6次産業化を発展させて、多様な地域資源を活用する「地域資源活用価値創出対策」に取り組んでいます。
- 六次産業化・地産地消費に基づき農林漁業者の経営改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業計画の認定件数は近畿では389件（令和6年度末）、うち兵庫県は118件で北海道に次ぐ全国2位の認定件数となっています。（図表－1）
- 一方、全国の農産物直売所の年間販売金額は約1兆1,126億円、近畿ではその8.8%に当たる約997億円を販売しています。（図表－2）また、近畿の農産物直売所の1事業体当たりの年間販売金額は5,729万円と、全国の5,303万円を上回っています。（図表－3）

図表－1 近畿における総合化事業計画の認定件数（令和6年度末）

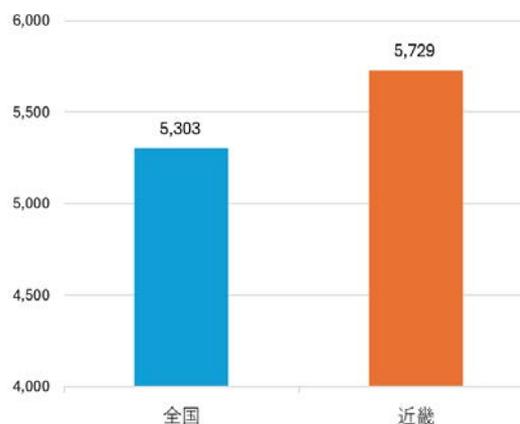
地 域	総合化事業計画 の認定件数		
	農畜産物関係	林産物関係	水産関係
滋 賀	64		5
京 都	42	6	0
大 阪	35	2	4
兵 庫	109	2	7
奈 良	39	3	1
和 歌 山	65		5
近 畿	354	13	22
全国（参考）	2,346	104	196

（資料：六次産業化・地産地消費に基づく事業計画の認定の概要を基に近畿農政局で作成）

図表－2 直売所の年間販売金額（百万円）



図表－3 1事業体当たりの年間販売金額（万円）



（資料：6次産業化総合調査を基に近畿農政局で作成）

③ 農福連携の取組状況

- 障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく農福連携の取組を進めています。
- 農業法人や社会福祉法人に対し、農山漁村振興交付金（農福連携型）により、障害者等の農林水産業に関する技術習得、農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、生産・加工・販売施設の整備等を支援しています。
- 近畿農政局では、「近畿農福連携ネットワーク」の設立による情報の共有、参加者相互の連携・交流や、厚生労働省との共催による「近畿ブロック農福連携セミナー」の開催等に取り組んでいます。
- 令和2年度から農福連携等応援コンソーシアム主催による「ノウフク・アワード」が実施されており、近畿で先進的に農福連携等に取り組んでいる社会福祉法人等が延べ14団体受賞しています。（図表）

- 近畿の農福連携に関する詳しい内容や取組事例はこちらを御覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/noufuku/noufuku.html>

図表 近畿管内「ノウフク・アワード」受賞団体

年度	府県	市町村	事業者名	受賞名
令和2年	京都	京都市	特定非営利活動法人 HEROES	審査員特別賞
2年	京都	京田辺市	さんさん山城	優秀賞
2年	奈良	奈良市	社会福祉法人青葉仁会 あおはにファーム	審査員特別賞
令和3年	京都	京田辺市	さんさん山城	グランプリ
3年	大阪	和泉市	株式会社いずみエコロジーファーム	優秀賞
3年	和歌山	紀の川市	社会福祉法人一麦会 ソーシャルファームもぎたて	優秀賞
3年	和歌山	御坊市	社会福祉法人太陽福祉会	チャレンジ賞
令和4年	和歌山	有田川市	社会福祉法人有田つくし福祉会 早月果樹園	優秀賞
4年	京都	京田辺市	三休 —SANKYU—	フレッシュ賞
令和5年	奈良	奈良市	社会福祉法人青葉仁会	グランプリ
5年	京都	久御山市	株式会社しんやさい	優秀賞
5年	奈良	橿原市	一般社団法人かがやきホーム	チャレンジ賞
5年	大阪	高槻市	特定非営利活動法人たかつき	チャレンジ賞
令和6年	兵庫	神戸市	社会福祉法人上野丘さつき会	チャレンジ賞

資料：近畿農政局で作成。令和6年度末

- 農林水産省ホームページでは、全国の「ノウフク・アワード」受賞団体の取組事例が御覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/conso.html>

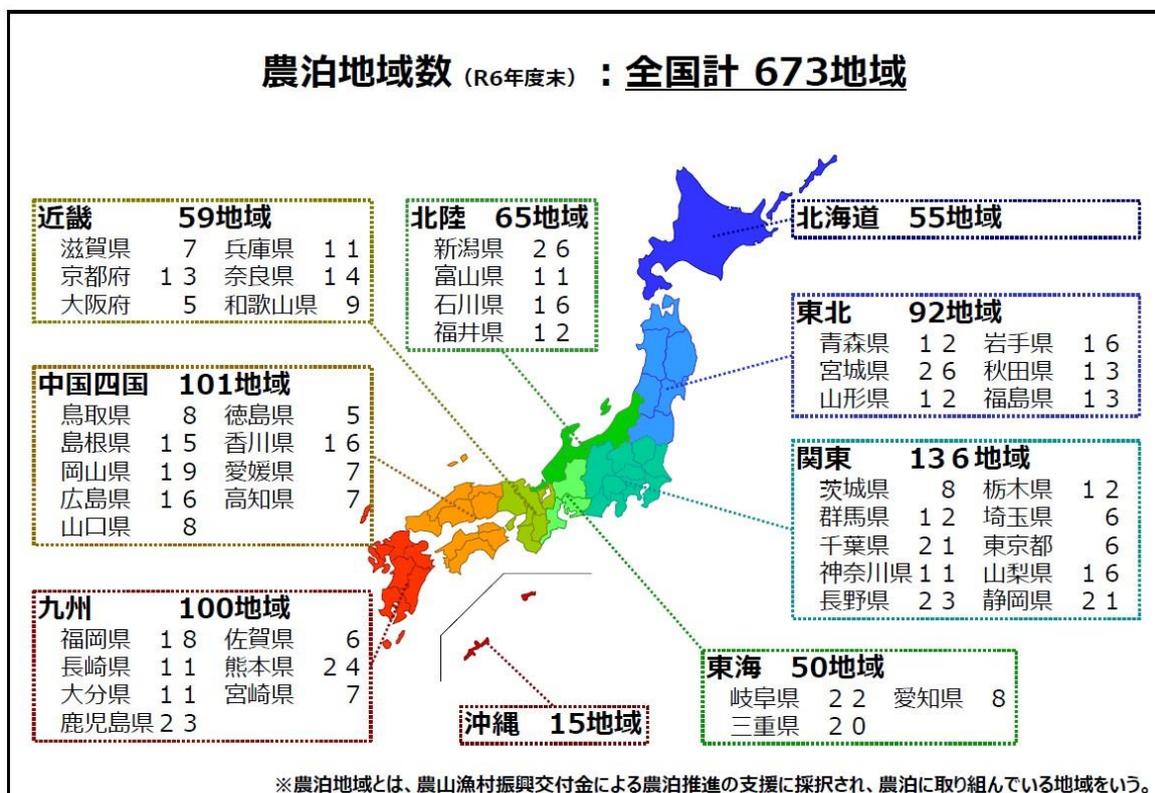
④ 農泊の取組状況

- 自然体験や農山漁村への関心が高まる中、国内外の観光客を農山漁村に呼び込むことで地域の所得向上と活性化を図ることを目的に、農山漁村地域に宿泊し、豊かな地域資源を活用した食や体験を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」＝「農泊」を推進しています。
- 農泊に取り組む地域に対し、農山漁村振興交付金（農泊推進型）により、地域が一丸となって取り組むための体制整備、地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、農泊の推進を担う人材の活動や古民家等を活用した滞在施設の整備等を支援しています。
- 農泊地域（農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域）は、全国で673地域、うち近畿は59地域となっています。（図表）
- 令和7年4月から開催されている大阪・関西万博を契機として農村地域へのインバウンドの拡大を図るため、農業体験・観光農園、農泊体験コンテンツの万博観光ポータルサイトへの登録の誘導や留学生・大学生のサポートに係る取組を進めています。

○ 近畿の農泊の推進に関する詳しい内容については、こちらを御覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kinki/toshinou/nouhaku/nouhaku.html>

図表 農泊地域数



資料：農林水産省調べ

(4) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

① 多面的機能支払交付金

- 農林水産省では、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を多面的機能支払交付金により支援しています。
- 令和5年度の近畿149市町村において、農地維持支払の取組面積は、約12万ha（対前年度約842ha増）。多面的機能支払交付金額は、6,838百万円（対前年度8百万円減）となっています。これは、全国と比べると取組面積で5%程度、交付金額で7%程度となっています。（図表-1）
また、県別でみると、近畿では兵庫県の取組が進んでおり、面積で約51千ha、交付金額で3,622百万円となっています。（図表-2）
- 農振農用地に対する取組面積のカバー率については、兵庫県が最も高く83%（令和5年）となっており、全国2位です。（図表-3）

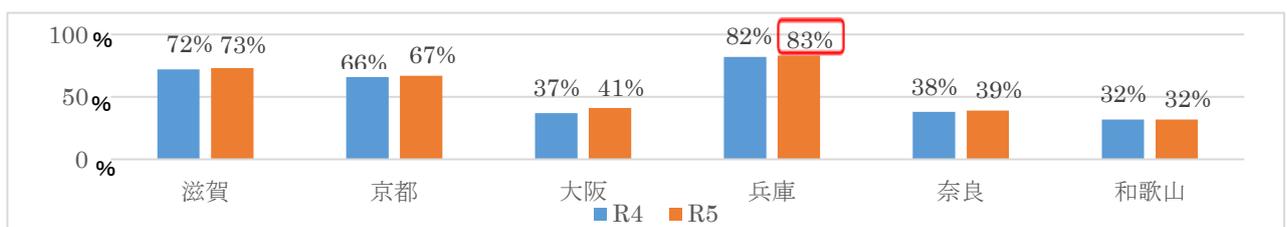
図表-1 取組面積及び交付金額の推移（全国・近畿）



図表-2 取組面積及び交付金額の推移（県別）



図表-3 農振農用地カバー率の推移（県別）



資料：農林水産省農村振興局「多面的機能支払交付金の実施状況」データより、農政局にて作成

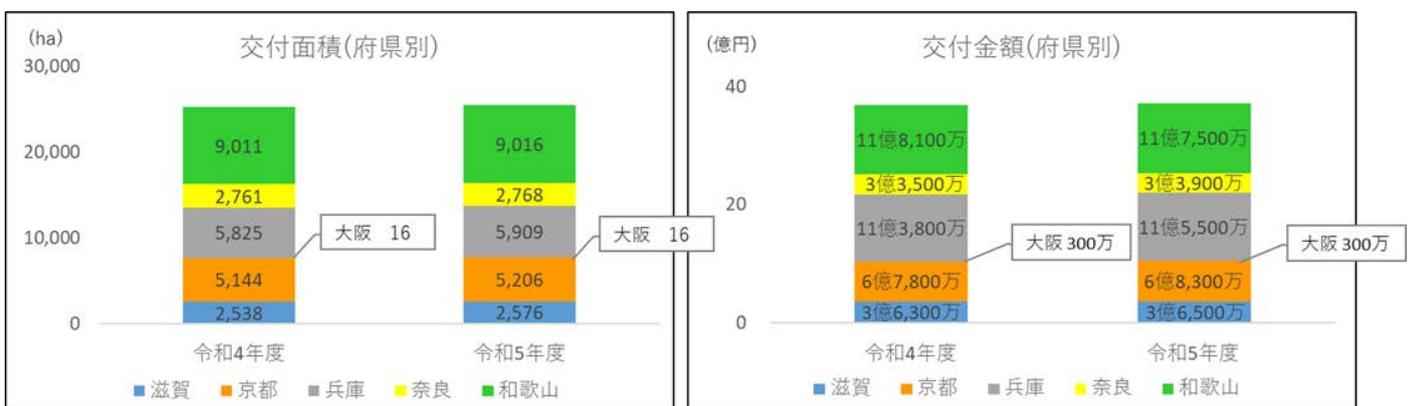
② 中山間地域等直接支払交付金

- 農林水産省では、中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において農業生産活動を継続していただくため、中山間直接支払交付金により、地域の実情に応じた幅広い活動を支援しています。
- 令和5年度の近畿における交付面積は、2万5,491ha（対前年度196ha増）。交付金額は、37億1,900万円（対前年度2,100万円増）です。これは、全国と比べると交付面積で4%程度、交付金額で7%程度となっています。（図表-1）。
- 府県別に交付面積を見ると、和歌山県（9,016ha）が最も多く、次いで、兵庫県（5,909ha）、京都府（5,206ha）の順となっています。（図表-2）

図表-1 取組面積及び交付金額の推移（全国・近畿）



図表-2 取組面積及び交付金額の推移（府県別）



資料：農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」データより、近畿農政局にて作成。

- 近畿の中山間地域等の振興に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください。

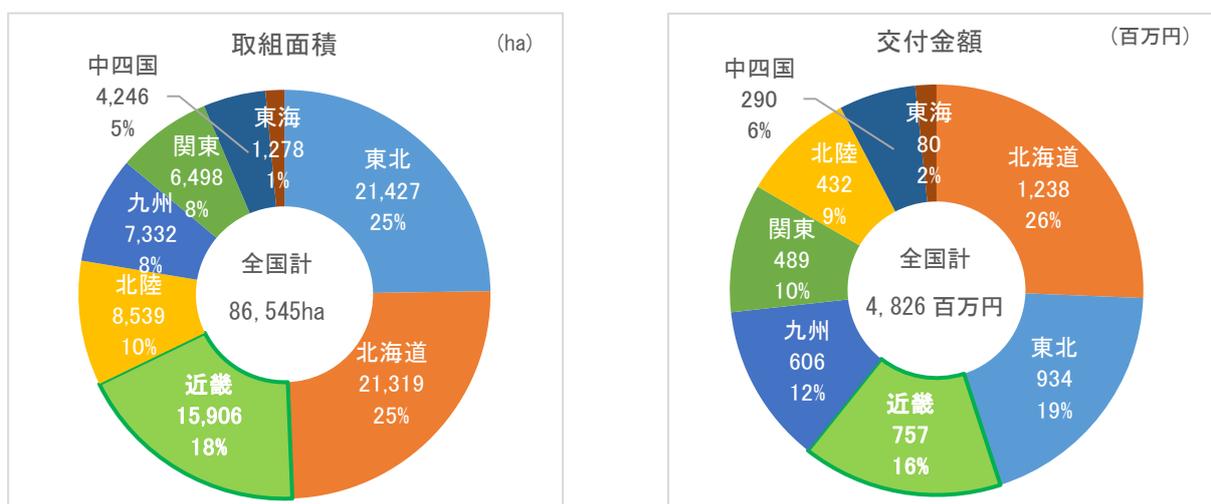
<http://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/tyusankan/index.html>

③ 環境保全型農業直接支払交付金

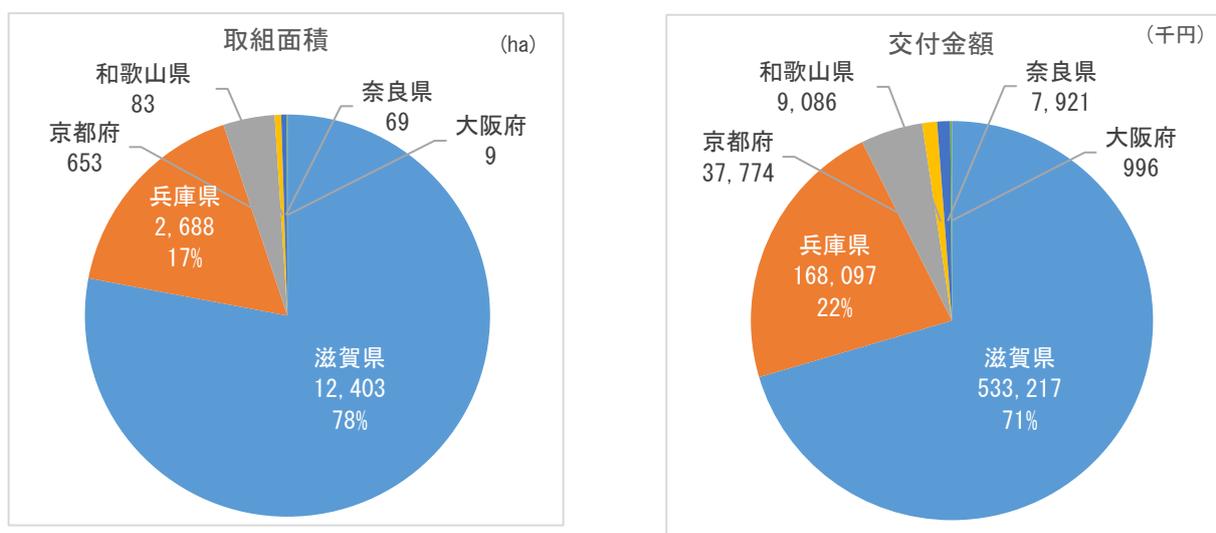
- 令和5年度の近畿における環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は15,906ha（全国：86,545ha）と全国の約18%を占めています。交付金額は、全国計約48億26百万円に対し、近畿は約7億757百万円となっています。（図表－1）
- 近畿における取組面積のうち、滋賀県が12,403haと約78%を占めています。交付金額も5.3億円と約71%を占めています。（図表－2）
- 滋賀県では、環境保全型農業直接支払交付金を県の施策である「環境こだわり農業※」の取組と一体的に推進しています。

※「環境こだわり農業」とは、化学合成農薬・化学肥料の使用量を減らすとともに、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業。

図表－1 取組面積及び交付金額（全国・近畿）



図表－2 取組面積及び交付金額（県別）



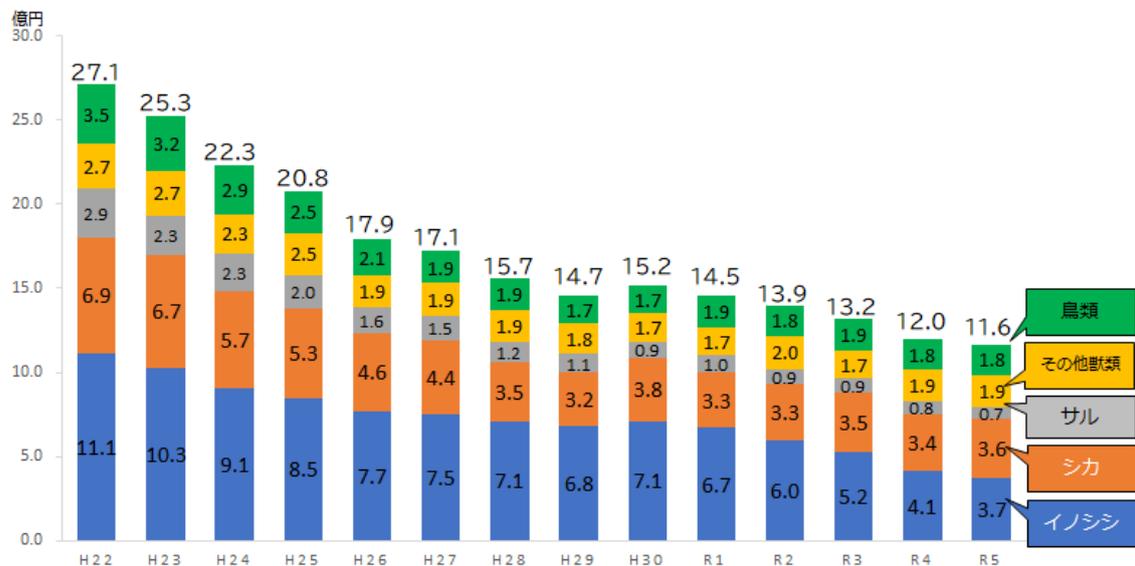
資料：農林水産省農産局「環境保全型直接支払交付金の実施状況」

(5) 鳥獣被害への対応

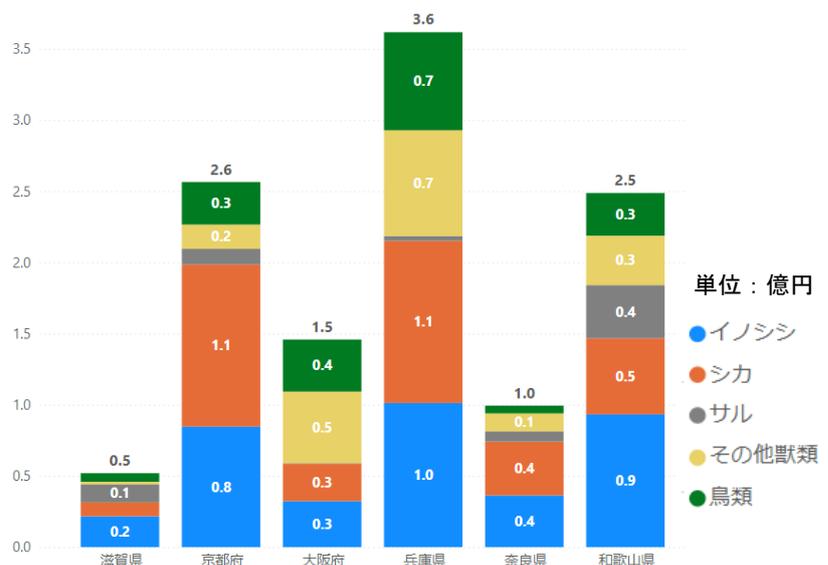
① 鳥獣被害の現状

- 令和5年度の野生鳥獣による農作物の被害額は約11.6億円(全国164億円の約7%)で、平成22年度をピークに減少傾向にあります。営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしており、全体の約6割がイノシシ、シカによるものです。(図表-1)
- 府県別の被害額は、兵庫県が3.6億円と大きく、次いで京都府2.6億円、和歌山県2.5億円の順です。(図表-2)

図表-1 野生鳥獣による農作物被害額の推移(近畿)



単位：億円



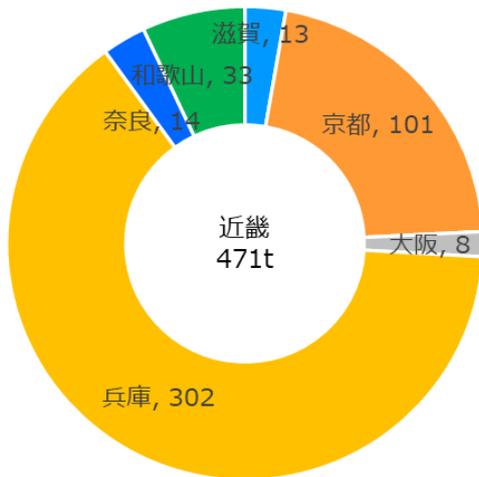
単位：億円

図表-2
野生鳥獣による農作物被害額
(府県別・令和5年度)

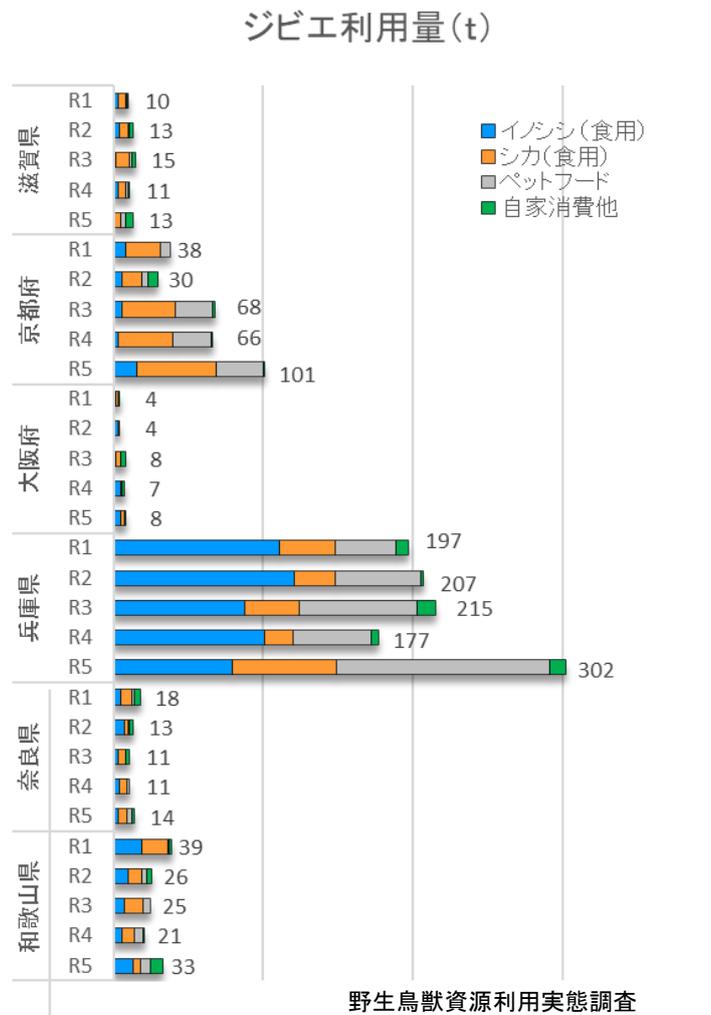
② 野生鳥獣のジビエ利用

- 野生鳥獣による農作物被害が問題となっている中、捕獲鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利用する動きが広がっています。
- 近畿のジビエ利用は全国の17%を占めており、令和5年度のジビエ利用量は471tです。（図表－1）
- 食肉として利用したものは、ほとんどがイノシシ及びシカですが、近年ペットフードが増加傾向にあります。（図表－2）
- ジビエ利用量を府県別にみると、兵庫県が最も多く、次いで京都府、和歌山県の順となっています。（図表－3）

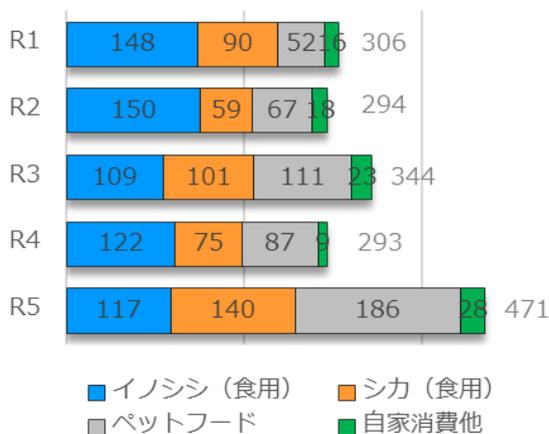
図表－1 令和5年度 ジビエ利用量



図表－3 府県別ジビエ利用量の推移



図表－2 ジビエ利用量の推移



野生鳥獣資源利用実態調査

(6) 都市農業の振興

- 都市農業は、①新鮮な農産物の都市住民への供給、②身近な農作業体験や交流の場の提供、③災害時の避難場所の提供等の多様な機能を有しており、これらの機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、その振興を図っていく必要があります。
- 農林水産省では、都市農業が都市住民との共生を図りながら発展していくため、都市住民と都市農業者との交流促進、理解醸成の取組としての周辺環境対策、農業体験会、マルシェの開催や防災空間整備等について支援しています。

新鮮な農産物の供給

(マルシェの開催：神戸市)



消費者が求める新鮮な農産物の供給、「食」と「農」に関する情報提供等の役割

身近な農業体験・交流の場の提供

(野菜の収穫体験：大阪市)



都市住民や学童の農業体験・交流、ふれあいの場及び農産物直売所での農産物販売等を通じた生産者と消費者の交流の役割

災害時の防災空間

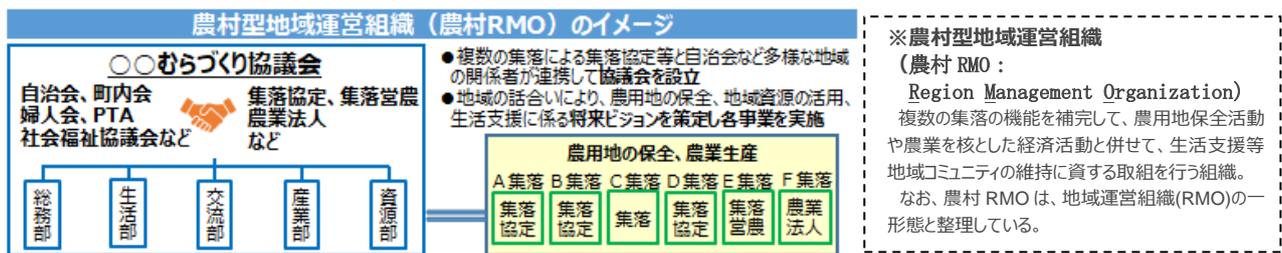
(防災協力農地：摂津市)



火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての役割

(7) 農村型地域運営組織(農村RMO)の形成推進

- 中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、農地・水路等の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能の弱体化が懸念されます。
- このため、農林水産省では、複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会や社会福祉法人など地域の関係者とが連携し、農用地保全活動、地域資源活用による経済活動、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進しています。



近畿の事例「羽ばたけ鮎河自治振興会(滋賀県甲賀市)」

(地域の範囲) 小学校区(3集落) (世帯数) 144戸 (R4.3月時点)

『みんなで支えて、みんなで作る、鮎河の未来(あした)』をキャッチフレーズに、「住み続けたい、住んでみたい、来てみたい」と思える鮎河地区を目指し活動中。



7 災害対策

(1) 主な自然災害による農業被害

- 近年、自然災害により農林水産業に大きな被害が発生しており、農林水産被害額は、特に豪雨や台風等の風水害によるものが増加傾向にあります。
- 農林水産省としては、災害発生に際して、人命第一を優先させるとともに、早急に農業被害を把握することとしており、近畿農政局では近畿各府県、各地方拠点と連携して被害状況を情報収集し、密接に連携して対応しています。
- 令和6～7年災害においては、近畿でも令和6年3月及び令和7年4月の降ひょう、令和6年8月の台風第10号により、農作物や農業用ハウスの損壊などの農業被害が見られました。

1. 令和6年3月20日及び令和7年4月6～15日の降ひょうに係る農林水産関係の被害状況

令和6年3月20日及び令和7年4月6～15日に強い寒気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、和歌山県で降ったひょうにより、うめの傷果等の農作物の被害が発生しました。



ひょうの状況



降ひょうによるうめの傷果被害

2. 令和6年台風第10号に係る農林水産関係の被害状況

令和6年8月27日から9月1日にかけて台風第10号や暖かく湿った空気の影響が続いたため、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となりました。また、発達した積乱雲により、突風の被害が西日本から東日本にかけて発生しました。近畿では8月29日に大雨となり、強風や冠水等による農業用ハウスの破損の他、農作物等の被害が発生しました。

令和6年台風第10号に係る農林水産関係の被害状況

単位：億円

主な被害	被害額(近畿)	被害額(全国)
農作物等	0.01	19.7
樹体	-	0.4
家畜	-	0.5
畜産物(生乳)	-	0.0
農業用ハウス	0.008	9.3
農業用倉庫・処理加工施設	-	0.6
畜産用施設	-	4.6
共同利用施設	-	1.4
農業・畜産用機械	-	0.4
その他	0.005	0.4
農作物等被害額計	0.02	37.2
農地・農業用施設関係	4.80	190.6
被害額合計	4.82	227.8



強風による稲の倒伏被害

(2) 災害リスクから農業・農村を守る防災・減災、国土強靱化

- 頻発する豪雨、地震等の災害に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、「流域治水対策(農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上)」、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策」等に取り組んでいます。
- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、府県知事は「防災重点農業用ため池」を指定するとともに、防災工事等を集中的・計画的に進めるための防災工事等推進計画を策定しています。令和7年3月末時点で近畿の防災重点農業用ため池は12,394箇所となっています。(図表-1)



平成30年7月豪雨で決壊したため池(京都府塩津古池)

図表-1 農業用ため池数と防災重点農業用ため池数

区分	農業用ため池数 (令和7年3月末時点)		防災重点農業用ため池数 (令和7年3月末時点)	
	箇所数	割合%	箇所数	割合%
滋賀	1,425	1.0	466	0.9
京都	1,507	1.0	614	1.2
大阪	3,529	2.4	2,352	4.5
兵庫	21,357	14.3	6,121	11.7
奈良	4,046	2.7	964	1.8
和歌山	4,700	3.1	1,877	3.6
近畿	36,564	24.5	12,394	23.7
全国	149,417	100.0	52,380	100.0

